

MIN-IREN憲法Café

[INDEX]

- VOL.1 「今の憲法がいい－国民の過半数、
憲法変えたい－国会議員の3分の2」 1ページ
- VOL.2 「9条は世界の宝」 3ページ
- VOL.3 「生きるを支える 民医連の医療・介護と25条」 5ページ
- VOL.4 「たたかってこそ輝く25条」 7ページ
- VOL.5 「安保か憲法か 日本社会の根本矛盾」 9ページ
- VOL.6 「沖縄を通して憲法を見る」 11ページ
- VOL.7 「すべての個人が尊重され、
自由に、幸福を求めて生きる 憲法13条」 13ページ
- VOL.8 「憲法が憲法でなくなる 自民党改憲案」 15ページ
- VOL.9 「改憲の最大のターゲット 9条」 17ページ
- VOL.10 「近代憲法の条件 立憲主義と権力分立」 19ページ
- VOL.11 「改憲への執念vsアベNO！国民の声」 21ページ
- VOL.12 「憲法は未完のプロジェクト
平和・人権 民主主義の理想に向かって」 23ページ



民医連綱領



私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日

全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会

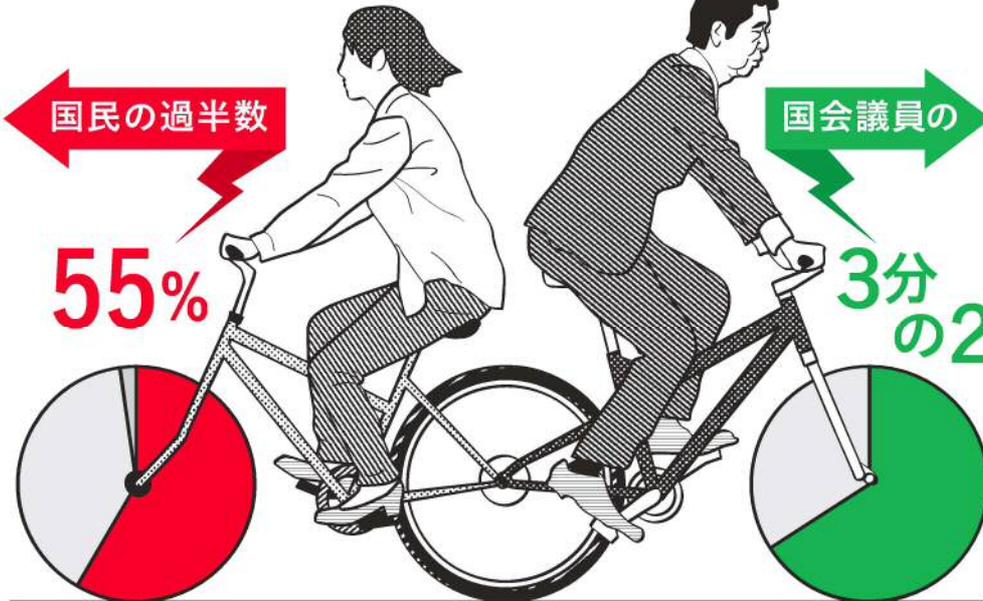


MIN-IREN 憲法 Café vol.1

2016年10月発行

【民医連編集発行】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 西介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL:03-5842-6451 FAX:03-5842-6450 URL: http://www.min-iren.gr.jp

今の憲法がいい



憲法変えたい

このところ、「改憲(カイケン)」という言葉がメディアをにぎわしています。今年7月の参議院選挙で、改憲勢力(今の日本国憲法を変えようとする主張している政党・政治家)が、3分の2の議席を得たからです。なぜ「3分の2」か?それは憲法を変えることのできる条件だからです。

日本国憲法第96条(改正の手続、その公布)
『この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする』

ところで、参議院選挙後のマスコミ各社の世論調査では、どの調査も、「憲法改正に反対」の国民が50%前後で、「改正に賛成」を大きく上回っています。「信濃毎日新聞」の長野県民世論調査(8月9日)では、参議院選挙で改憲勢力が3分の2を超えたことで「改憲が支持された」とは思わない」とする人が72%にのぼり、特に「憲法9条改正反対」が60.3%に及んでいます。事実、選挙中に安倍首相や政権与党の人たちは、「憲法をどう変えるか」についてはまったく語りませんでした。

安倍首相は、前々から、自分が総理大臣であるうちに憲法を改正することを公言しています。選挙中に何も語らなかった首相は、選挙直後の記者会見でこう言いました。

個人としての尊重、生命自由幸福追求の権利、男女の平等といった憲法の理念を、社会の隅々へ具体的に引き渡らせる必要性を、日常診療の中に痛感している。(鹿児島生協病院小児科医 玉江未広)

「いかにわが党の案(自民党改憲案)をベースにしながら3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術です」

国民の過半数は憲法を変えなくていいと考えているのに、改憲勢力は「3分の2」をチャンスとして本格的に改憲に着手……。こんな状況のなか、私たちが、「なぜ改憲なの?」「憲法のどこをどう変えるの?」「憲

法が変わったらどうなるの?」など、あらためて考え語りあってみましょう。

題して「MIN-IREN 憲法 Café」。これから、テーマを決めて、シリーズで考えます。改憲そのものについては、まとめて次回以降で取り扱うとして、まずは、今の日本国憲法が私たちのくらしや仕事にどう関わっているか、見てみることにします。

8万人以上の職員が学んだ

昨年の憲法学習大運動では、全国で8万数千人の職員が参加して学びました(民医連の職員は常勤換算で8万833人です)。寄せられた感想で多かったのは、次の3つです。

初めて憲法を学んだ。こんなに大事なものだということ知らなかった。今の私たちの生活は憲法によって守られている。私たちの医療や社会活動の根拠は憲法にある。

憲法は国民を守るのではなく、権力を縛るためにあることを初めて知った。

自民党改憲案のような内容で憲法が変えられれば恐ろしい。あとになってから、知らなかったとか無関心だったとか勉強不足だったでは済まされたい。

【立憲主義】 国民の自由と権利のために、権力を縛ること。

憲法というのは、どんな人も生まれながらに持っている個人としての尊厳と権利を確認し、国家権力に向けて、それを守るために政治を行なうことを求めるものです。この「立憲主義」によって、私たちの自由や権利が守られています。

だから日本国憲法の条文もそのような主旨でなら

【立憲主義】 国民の自由と権利のために、権力を縛ること。

憲法というのは、どんな人も生まれながらに持っている個人としての尊厳と権利を確認し、国家権力に向けて、それを守るために政治を行なうことを求めるものです。この「立憲主義」によって、私たちの自由や権利が守られています。

だから日本国憲法の条文もそのような主旨でなら

【立憲主義】 国民の自由と権利のために、権力を縛ること。

憲法というのは、どんな人も生まれながらに持っている個人としての尊厳と権利を確認し、国家権力に向けて、それを守るために政治を行なうことを求めるものです。この「立憲主義」によって、私たちの自由や権利が守られています。

だから日本国憲法の条文もそのような主旨でなら

小児科医療に携わり30年近くになる。外來に来る子どもたちは、自分の孫のようにかわいい。毎日子どもたちに元気をもらいながら診療している。そういうなかで、お金がないために定期受診を中断したり、ワクチンを受けることができなくて、インフルエンザ脳症で亡くなったりと、貧困問題に遭遇する場面が多くなった。

現在の日本においては、子どもも六人に一人が相対的貧困であり、また一人親家庭での相対的貧困率は50%を超えているが、現実には貧困がなかなか表面化せず、他人にも相談できず一人一人で悩み苦しむために、問題がより深刻化しているように見える。忙しい小児科外来では、子どもを抱える問題に気がつくことが、気になる患者さんがいた時、少し時間をかけて家庭の様子などを伺うことで、あふり出しのように少しずつ問題が浮き上がってくる。

共働きなのに父親が育児に協力してくれず、母親一人で、仕事育児に悩み苦しんでいる。母子家庭においては、もっと深刻である。パート勤務の母親が多く、生活が苦しく、「子どもが病気をしても仕事は休めない」「入院させられない」と訴える。母親の両親は共働きで、両親にもお願ひできない。近所の人とのかかわりも薄く、近所の人にも頼めない。病院保育は、お金が高くて預けられない。イクメンパパが世の中では話題になっているが、現実には、母親の苦勞する姿が見えてこない。

子どもたちは社会の財産であり、日本の将来は子どもたちにかかっている。日本政府は子育てにお金をかけているだろうが、安心して子育てができるよう、お金持ちや大金業が優遇される税制の問題、非正規雇用や労働時間など働き方の問題、最低賃金の問題などを改善し、子育て、教育、医療、福祉などに十分にお金が分配されること、喫緊の課題である。

個人としての尊重、生命自由幸福追求の権利、男女の平等といった憲法の理念を、社会の隅々へ具体的に引き渡らせる必要性を、日常診療の中に痛感している。

(鹿児島生協病院小児科医 玉江未広)

憲法があるから 「それおかし い」 って言えるし たたかえる

人は誰もが個人として尊重され、命が守られ、自由に幸せを求めて生きていくことを願っています。そのことを日本国憲法は「最も大事な人権として確認し、政治の最優先課題と位置づけています(憲法13条、個人の尊厳・幸福追求権・公共の福祉)」。そしてその条件は「平和であること(憲法前文、9条)と、健康で文化的に生活すること(憲法25条)です。だから政治に携わる者は、人々から預かった税金を、軍事ではなく福祉の向上に使わなければなりません。そういふ人々によって、憲法の理想と正反対の現実が引き起こされているのです。たとえば……」

安保関連法・戦争法が成立し、海外で戦争できる国づくりがすすまっています。日本の軍事費は過去最高となり、5兆円を超えました。また、企業が世界で一番活躍できる国がめざされ、大金業や富裕層は戦後最大の利益を更新する一方、経済格差が広がり、貧困とくらしの困難が多くなるとを苦しめています。しかし国の社会保障費



は削られ続けています。人間らしく生きることはこの国の危機が広がっています。時給6千円、法人税ゼロ…憲法をじやまと考える人々の群れ

「おなかいっぱいにご飯が食べられない子が豊かな国であるはずの日本で6人に

1人もいる異常事態。同志社大学教授の浜矩子さん(経済学)の言葉です。貧困率16%。世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べたときに真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合で、日本はいまや世界でトップクラス。1人世帯で約1.25万円、2人世帯で約1.7万円未満です。働いても貧困状態を解消できないワーキングプアが2千万人を超え、65歳以上の高齢者の貧困率は22%まではね上がります。世論調査で「生活が苦しい」と答える国民は6割を超えます。

「戦争法反対」「立憲主義を守れ」だれの子とも殺させない」「みんなのくらしに税金使え」「護職の処遇改善を」「医療費窓口負担増反対」「給付制の奨学金制度の実現を」「保育園の拡充を」「大金業・富裕層に応分の税負担を」「消費税増税反対」…

自己責任ではどうにもならない 貧困・健康格差、教育格差

民医連のある県連が行った生活保護受給者生活実態調査では、貧困は自己責任ではどうにもならない、社会の問題が原因であることが、あらためて明らかになりました。受給のきっかけの大半が、「病気」「会社の倒産」「失業」などです。しかもその生活は、「食費1日2回以下が40%」「入浴週3回以下が85%」「教養娯楽費はゼロ円」など。とても「健康で文化的」とは言えない人が圧倒的です。そして、冠婚葬祭と地域でのお付き合いができません。社会的孤立を余儀なくされています。

またこうした生活保護基準以下の生活を強いられながら、生活保護を受けることができな人が急増しています。経済格差は「病人が患者になれない」「患者者になっても手遅れ状態」といった健康格差、さらに「進学できても奨学金返済というローン地獄が卒業後の長期にわたって続

く」という教育格差にもつながっています。日本の大学生の2人に1人が奨学金を借り入れ、その平均は300万円で利子付き。給付制の奨学金制度がないのは先進国で日本だけです。

「おなかいっぱいにご飯が食べられない子が豊かな国であるはずの日本で6人に

「おなかいっぱいにご飯が食べられない子が豊かな国であるはずの日本で6人に

がんばる国民を励ます 日本国憲法のメッセージ

世界の多くの国々が、教育費や医療費を原則無料または超低負担にしているなか、日本の現実、そんな世界の流れや憲法からいっても、あまりにも異常です。問題は、税金の集め方、使い方、つまり政治の姿勢です。それだけにたくさんの方がいま、憲法を力に立ち上がり声をあげています。

「戦争法反対」「立憲主義を守れ」だれの子とも殺させない」「みんなのくらしに税金使え」「護職の処遇改善を」「医療費窓口負担増反対」「給付制の奨学金制度の実現を」「保育園の拡充を」「大金業・富裕層に応分の税負担を」「消費税増税反対」…

憲法を変え、平和や国民のくらしよりも自分の利益をどこまでも追求する勢力と、それを許さず、憲法を社会とくらしに生かそうとする国民のたたかいです。日本国憲法はそんな国民を大いに励まし、期待を込めたメッセージを発信しています。

日本国憲法第97条 (基本的人権の本質)

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできなない永久の権利として信託されたものである。」

日本国憲法は、こうした自由と権利を守るための国民の不断の努力(憲法12条)を期待し、声を上げる方法やたう手段を山のように示しているのです(法の下等の平等(14条)、選挙権15条、請願権(16条)、思想及び良心の自由(19条)、集会・結社・表現の自由(21条)、勤労者の団結権(28条)、裁判を受ける権利(32条)など。

★次号は憲法9条について取り上げます。

白神優理子の 憲法は希望 vol.1

私の人生を変えた 日本国憲法との出会い



日本国憲法に出会う前の私は、進学塾では競争の階段から落ちる前に、学校では嫌われぬように、周り空気を読むことに必死な毎日でした。一人間は醜く、歴史は過ちを繰り返すもの。だから私にできることは何もない。生きていく意味もないのではないかと諦めて落ち込んでいました。

そんな私が変わったのは、高校生になつてからです。高校生平和ゼミナールという全国サークルに入り、サークルの仲間と共に戦跡地を巡り戦争体験者の方々のお話を聞きました。戦争は命を奪うだけでなく、生き延びた人達の人生を生涯にわたって壊し続けていくのだと痛感し、歴史が変わらないなんて、諦めてはいけな、と強く思いました。

そして多くの戦争体験者の方々が、君たちが次の社会をつくる主人公だ(日本国憲法は希望だ)と力強く語ってくれました。

実は私は憲法にはあまり良いイメージがありませんでした。法律というからには、校則のように私たちを縛るものなの

ではないかと漠然と考えていました。けれど、高校生仲間たち、戦争体験者の方、高校の先生方と学ぶ中で、日本国憲法はむしろ「私たち国民の自由・権利を保障すること」を国家権力側に命令しているもの、ということを知つても感動しました。しかもこのような画期的なシステムが生まれた背景には、侵略戦争で多くのアジアの人々を殺した後、天皇のために死ねと子どもたちに教え、戦場へ追いやつた後、犠牲となった多くの命がありました。真実を隠し侵略戦争を進めた国家権力の手足を縛り、国民こそを主人公にすることで二度と過ちをくり返さないようにしようという決意が日本国憲法の原点であることを学びました。

「日本国憲法との出会い」は私に希望をくれました。あまりにも残酷な歴史の体験を教訓にして画期的なシステムを、しかも最高法規として作り上げた人間は決して醜くなんかいないと知り、私に私にとって日本国憲法は、人間の歴史が前に進むことを教えてくれる希望の存在です。

それなら私は、このすばらしい日本国憲法を本物にするため闘うたくさんの人々を励ますことができる弁護士として職業に就きたいと思うようになりました。自分の夢を見つけたことがきっかけで、自分は弁護士として権利のために立ち上がった人々と闘いながら、日本国憲法の希望を伝えたいと思ひ講演活動などに取り組んでいます。憲法との出会いは、私の人生を180度変えてくれた出会いでした。

弁護士白神優理子プロフィール
神奈川県横浜市生まれ、厚木市東部の近くで生まれ育つた。地帯に関しては幼い頃から関心をもつ、和光高校在学中から、高校生平和ゼミナールを中心に平和活動の中心でものの平和像をつくる会や東京高校生平和のつどいの実行委員長を務めた。活動が民主主義の中で、日本国憲法の精神である平和と民主主義を表現し、困っている方々に法律を使いたいという決意を。2013年12月弁護士登録、八王子合同法律事務所所属。



MIN-IREN 憲法 Café

vol.2
2016年11月発行

[民医連新聞発行所] 全日本民主医療機関連合会 [発行人] 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

9条は世界の宝

2016 16%

32カ国 機能している軍事同盟下の国

52カ国 軍事同盟下の国(植民地は含まず)

1960 53%

安倍政権がめざす憲法改正の本丸は9条です。その狙いは、日米軍事同盟を強化してアメリカとともに海外で戦争することができる国づくりにありますが、国民に対しては、「今の憲法は時代遅れ、時代の変化に合わせた憲法にする必要がある」と宣伝しています。憲法9条は本当に変えなくてはいけませんか?

戦争の反省から生まれた9条

第二次世界大戦の犠牲者は世界中で5000万人にのぼります。日本は国内で300万人、海外で2000万人の多大な犠牲をうみ、ポツダム宣言を受け入れ戦争を終結しました。戦後の国際社会の出発点、この大戦の反省から、日本やドイツが行った侵略戦争を許さず、二度と戦争を起こさないことでした。

ポツダム宣言

日本の戦争終結条件を示した、アメリカ、イギリス、中国3ヶ国首脳の宣言。1945年7月26日発表。

- 日本を誤った戦争に導いた軍国主義をやめる
- 軍隊は完全に武装解除する
- 民主化していくうえでの障害を除去する
- 言論・宗教・思想の自由及び基本的人権の尊重
- 再軍備のための産業は許されない
- 責任ある政府が樹立されたときに占領軍は撤退
- 戦争犯罪人に厳重な処罰をする

この内容を実行するために、日本は憲法を改正し、民主主義国家に生まれ変わることが必要でした。しかし、日本政府が作成した改正案は明治憲法とあまり変わらない内容で、GHQはもとより、国民にも受け入れられません。GHQは世界各国の憲法や、民間の憲法研究会が作成した憲法草案要綱などを参考に草案を作成します。「戦争を一切放棄すること」が原則のひとつでした。それが議会で審議され、修正や新たな条文も加え、現憲法がつくられました。

日本を民主化しようとするGHQ、戦前の弾圧のなかでも自由と民主主義を求めてきた国民の意識と運動、なによりも「二度と戦争をしてはいけない」という切実な思いが重なり合って今の憲法ができたのです。

9条の先進性

憲法9条の特徴は2項(戦力の不保持、交戦権の否認)にあります。それは、自国を守るための戦力さえも持たない、世界でも類を見ないものでした。

憲法9条(戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)

1. 日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

憲法の制定作業を支えた(故)佐藤功氏は、「ほかの国々はまだしていないこと」を「日本がやろうというわけだ」との言葉を残しています。

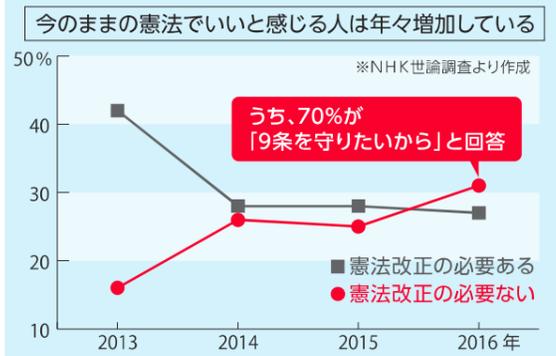
9条の先進性は世界で高く評価されています。1999年、世界平和市民会議で採択された「公正な世界秩序のための基本10原則」の第一は「各国議会は日本の憲法9条に表現されている戦争放棄決議を採択すること」でした。

直近の世論調査では、戦後日本が武力行使しなかったのは「9条があったから」と75%が回答。安倍政権下での憲法改正に反対55%(共同通信・2016年9月末集約)。

平和外交は世界の流れ

9条の精神は世界の平和・友好に大きく貢献しています。東南アジア諸国連合(ASEAN)は「武力による威嚇または武力の行使の放棄」「紛争の平和的手段による解決」を目標とする東南アジア友好協力条約(TAC)を締結。欧州連合(EU)、中南米カリブ海諸国共同体(CELAC)など、平和の地域共同体が広がり、いま世界人口の7割以上が非軍事同盟下で暮らしています。

中国が軍事大国化を強め、北朝鮮が核実験を繰り返している状況のなかで、日本を守るために憲法9条を変えた方がいいのでは?という声もあります。しかし、それは中国や北朝鮮の更なる軍拡に口実を与えることとなります。平和外交は世界の流れです。憲法9条を活かし北東アジアで平和の共同体を構築することこそ、日本がめざす道ではないでしょうか。



今年には熊本で水俣病公式確認から60年、新潟水俣病の公式確認51年目を迎えた。1959年には熊本のチソツが自身のネコ実験により廃水が原因であることを確認した。国と熊本県はこの事実を知りながらチソツの増産を後押しした。新潟水俣病は防ぐことのできた公害病ということである。

新潟民医連では「新潟水俣病問題を通じて民医連綱領を学ぶ」というテーマで毎年研修を行っている。今年も10月に、入職3年目の職員25人が参加した。新潟水俣病と新潟民医連の果たした役割について学習し、5人の患者さんから直接お話を伺った。癒えることのない症状、根強い偏見と差別。「家族にも言えない、職場にも言えない。でも阿賀野患者会に参加して、前向きになれた」「医療に携わる皆さんは思いやりを忘れず頑張ってください」と職員たちが励まされた。

フィールドワークでは昭和電工鹿瀬工場跡地、水力発電所、排水溝を廻った。山の中に大工場がで、村の8割の人がそこで働いて活気があったこと。排水溝が阿賀野川のすぐ近くにあり、ここから汚染された廃水が流されていたこと。何も知らずに川魚を食べ続けたこと。現地で実相にふれることで、この地で起きたこと、そして今なお続いていることを実感した。

今も現役の漁師で阿賀野患者会の方のお話を伺った。「父親は舟の船頭をしていた。家もここ(川のほとり)にあった。阿賀野川とともに生きてきた。小さな集落で助け合って生きてきたのに、『検診に行くな』『ニセ患者』と偏見と差別に苦しめられてきた。悔しい思いのまま終われない、皆の記憶から消えないようにと、今は実名を公表し闘っている。民医連のみなさんがいなければ闘い続けられなかった」

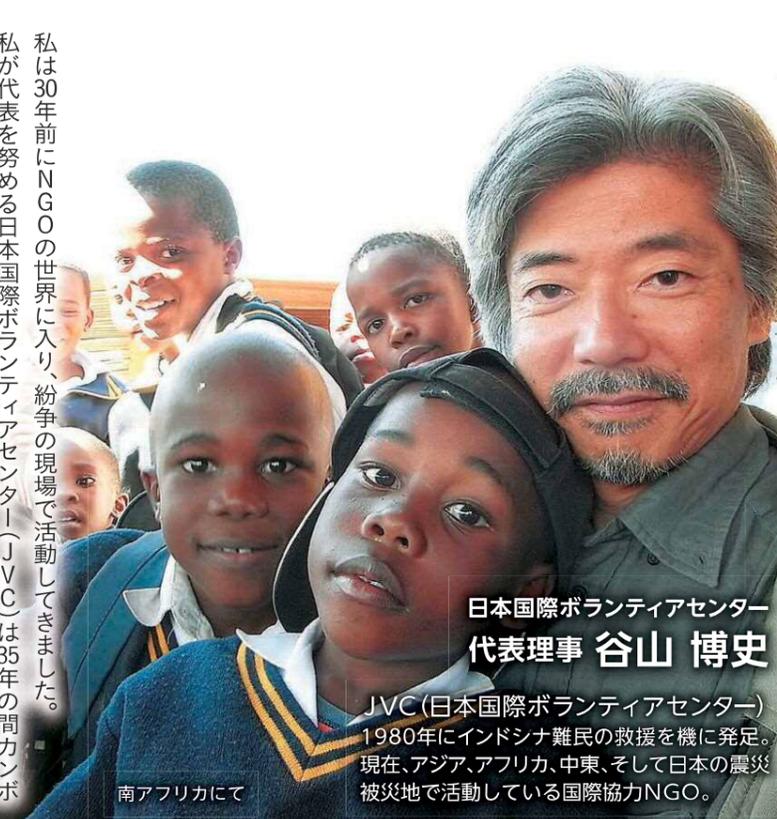
水俣病患者である以前に豊かな経験を持つ生活者であること、みんなが、それぞれの幸せを追求しているという当たり前のことに思いが至った。

新潟では市民と野党の共闘で新県知事が誕生した。「原発いらない!」「民主主義ってこれだ!」を実感した。水俣病のこと、原発のこと、憲法は身近で輝くべきもの、生かすべきものと思う。

(新潟勤労者医療協会 青木順子)

現場から見える憲法

平和憲法は 世界の希望



日本国際ボランティアセンター 代表理事 谷山 博史

JVC(日本国際ボランティアセンター)は1980年にインドシナ難民の救援を機に発足。現在、アジア、アフリカ、中東、そして日本の震災被災地で活動している国際協力NGO。

南アフリカにて

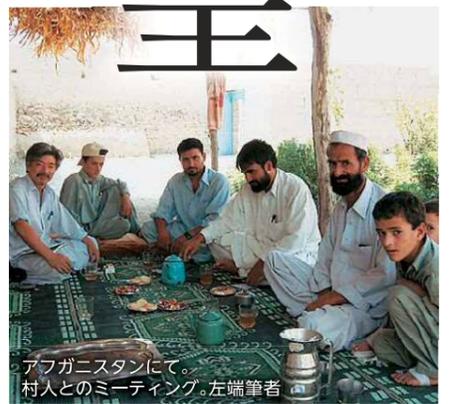
私は30年前にNGOの世界に入り、紛争の現場で活動してきました。私が代表を務める日本国際ボランティアセンター(JVC)は35年の間カンボジアやソマリア、イラク、ユーゴスラビア、アフガニスタン、パレスチナ、スーダン、南スーダンなど戦争や紛争の現場で活動してきました。その体験と知識に照らした時、政府の進める安保法制がいかに紛争現場の現実を無視した危険なものであるかをしっかりと見通すことができます。安保法制は平和憲法を骨抜きにし、日本を戦争の渦中に引きずり込むことになるでしょう。戦争の世紀に向かう危険な世界の状況を加速することになるといえる強い危機感を抱いています。

日本は最も信頼できる国だ!

アフガニスタンではほぼ全ての先進国が軍隊を派遣し紛争の当事者になってしまいました。その中で日本だけが「軍隊を送りませんでした。憲法9条の歯止めが働いたからです。」

アフガニスタンの人たちは言います。「日本は最も信頼できる国だ。日本の支援は本当にアフガニスタンの人たちのための支援だ。」

「なぜなら日本は軍隊を送っていないから」としてこういう声をも聞きます。「戦争は泥沼で先は真つ暗だ。戦争を終えるには交渉しかない。交渉の仲介ができるのは軍隊を送っていない日本しかない」と。私たちが立ち上げたNGO非戦ネットは2015年9月安保法制に反対する国際共同署名を行いました。賛同したアフガニスタンのNGO連合組織ANCBCは次のようなメッセージを寄せ



アフガニスタンにて。左端筆者村人とのミーティング。

てくれました。「世界中の市民は、平和的な解決方法を取る立場に立つべきです。40年前からの紛争に苦しんでいるアフガニスタンのような状況を招く、武力による方法とは異なる方法をとるべきであると考えます」

世界で期待される日本の役割

日本のNGOの原点には、第二次大戦

における日本の侵略と軍国主義に対する反省があります。海外の津々浦々で対話の力を振り所に活動するNGOの精神の背骨には、憲法の前文と9条があります。

このことを日本のNGOの連合体である国際協力NGOセンター(JANIC)は2014年の声明でこう述べています。「日本は戦後、新憲法において非軍事の平和主義を宣言することで、国際社会の中で信頼獲得をめざしてきました。その実績は積み上げられ、平和国家としての信頼は国際社会の中で定着してきました。紛争を軍事的な力によって一方的に解決を図ろうとする機運が国際社会の中で高まっている今こそ、紛争の原因を除去し、対話による解決をめざそうとする日本は、世界で独自の役割を果たすことができるのです。」

憎しみの連鎖を生み出す戦争法

2015年9月19日、安全保障関連法という名の「戦争法」が国会で強引に成立させられました。全ての弁護士会が憲法違反であると反対の決議を出し、憲法学者や元最高裁判長官も反対しています。

まず「集団的自衛権の行使」です。これまで政府は、「日本が攻められたけれど他に防衛手段がない場合の必要最小限の反撃」であれば憲法9条2項の「戦力不保持」に反しないとしてきました。しかし集団的自衛権の行使というのは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」です。つまり、日本が攻撃されてもいないのに、海外に自衛隊員を派遣し、銃を撃つことができるようにするものです。明らかに憲法9条の「戦力不保持」に反します。

次に、政府が決めてしまえばいつでも、地球の裏側にまで自衛隊員を派遣することができ、戦闘地域で弾薬の提供も含むあらゆる戦争協力ができるということです。これは国際的に「兵站=ロジスティクス」といわれている行為で、軍事攻撃の標的になるということが国際的な常識です。これも「戦力不保持」に反することは明らかです。

その他、あらゆる場面で自衛隊員の武力行使を可能にする仕掛けがされているのが戦争法です。本来、憲法を守る側の政権がこれに反する法律を通すということ自体が立憲主義を破壊する憲法違反です。

今まさに安倍政権は、南スーダンに派遣されている自衛隊員に、戦争法を根拠として「駆けつけ警護」などの新任務を追加しようとしています。他国軍やNGOなどの民間人を保護するという名目であれば武器使用もできることとなります。自衛隊の若者が銃を発砲し、殺し、殺される危険が現実のものになるようになっています。

国際テロ組織ISはイラク戦争で生じた憎しみがルーツです。戦争法による日本の戦争への加担は世界中に憎しみの連鎖を生み出すことになってしまいます。



弁護士 白神優理子の 憲法は希望 vol.2

憲法前文と 平和的生存権・9条の力

ある教師の詩を皆さんにお伝えしたいと思います。作者は小学校教諭として戦時中に多くの教え子を戦場に送り出してしまいました。その後悔をあらわした詩です。

「戦死者の教え子よ」 竹本源治

逝(ゆ)いて還らぬ教え子よ
私の手は血まみれだ!
君を縊(く)びつたその綱の
端を私も持っていた
しかも人の子の師の名において
嗚呼!

「お互いにだまされていた」の言訳が
なんでできよう
慙愧 悔恨 懺悔を重ねても
それがなんの償いになろう
逝った君はもう還らない
今ぞ私は汚濁の手をすすぎ
涙をはらって君の墓標に誓う
「繰り返さぬぞ絶対に!」

私はこれが、日本国憲法の原点だと思えます。憲法前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍の起こることのないやうにすることを決意し、ここに

主権が国民に存することを宣言しこの憲法を確定した」とあります。

もう二度とだまされぬ。子どもたちを、人の命を、戦争の道具にしないという決意です。「国家より国民が上」ここには、戦争に加担させられた多くの医療従事者の方々の後悔も刻まれていると思います。

さらに憲法前文は、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうち生存する権利を有することを確認する」として、戦争やあらゆる暴力にさらされないことを「権利」と宣言しました。

さて、憲法前文は「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」として、信頼関係こそが私たちの安全と命を守る確かな道だとしています。武力では何も解決しないどころか、武力を用いると果てしのない軍拡競争となり、核兵器の使用は地球すら壊してしまう危険があるということが人類の教訓だからです。

「平和的生存権」信頼関係による安全・生存の保持」これを徹底したのが憲法9条です。

憲法9条があるから戦後、日本は海外の戦争で一人も殺さず、殺されませんでした。イラクへ派遣された自衛隊による、武装した米兵輸送活動は憲法9条違反だとして名古屋高裁判決も出ました。そして9条の信頼がテロの危険を防いでくれました。9条は確かに力を発揮しています。しかしこれらを破壊しようとするのが自民党改憲草案です。

憲法前文は最後に、「日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と宣言し、憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」としています。

今こそ「9条の力」を私たちが発揮させる時です。



MIN-IREN 憲法 Café

vol.3
2016年12月発行

【民医連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

私たちが日頃、いろいろな困難があったとしても、仕事を元気でがんばれるのはなぜでしょうか。

民医連の医療・介護と25条



生き生きを支えるを

私たちの「元気」のみなもとは…

民医連のある職場では、次のような意見が出されました。「患者さんの話を聞いて、その思いをかなえるためにとりくみ、たくさん『ありがとう』の感謝の言葉をいただくから」「利用者の願いにこたえようと力をあわせる各職種の仲間がいるから」「国保料引き下げの運動をして実現し、患者や地域の人々に喜ばれたから」「地域の人々との交流を通して健康への思いを身近に感じ、そんな人々から守られている病院に働いているから」…。

私たちの医療・介護活動の魅力に自ら確信をもち、その内容が患者・利用者・地域の人々から信頼され、健康づくりや幸福追求に専門職として役立っているという実感。それこそが、私たちの喜びや働きがいにつながっているのではないのでしょうか。

幸福の条件としての生存権・健康権(25条)

民医連の医療・介護活動の特徴のひとつは、患者・利用者・地域の人々の人権を何よりも大切に、「その人らしく生きること」を支えるために、「共同のいとなみ」としての医療・介護を、民主的なチームで力をあわせてすすめていることです。

それを日本国憲法との関係でいえば、人々が個人として尊重され幸福を追求し自分らしく生きる(13条)条件として、健康で文化的な生活を営む権利(25条)の実現を、専門職として支えサポートすることにほかなりません。

また民医連は、患者・疾病を生活と労働の視点、健康の社会的決定要因(SDH)の視点でとらえ、社会問題の解決のために行動してきました。そして、誰もがいつでもどこでも安心して医療や介護を受けられるための社会保障運動、平和やよりよい政治を求めるたたかひにとりくんできました。

それは、社会保障を充実する責任と義務を負っている国(25条2項)に対して、曖昧にすることなく続けてきた私たちの「不断の努力」(12条)であり、「民医連運動の魂」と言われてきた活動です。

この権利は「生存権」と表現されていますが、条文には「生存」という言葉はありません。ここで意味するも

民医連がとりくんできた社会保障運動の例

- 小児マヒ治療薬の緊急輸入を実現する運動(ポリオ闘争)
- 老人医療費無料化をめざす運動
- 水俣病などの公害闘争
- 医師数増員の運動
- 訪問看護を診療報酬で認めさせる活動
- 各地の国保料引き下げの実現
- 乳幼児・子どもの医療費窓口無料化運動
- 介護職の処遇改善をめざす運動 など

のは、ただ単に動物的にいのちが永らえればよいということではなく、人間らしく生き、「健康で文化的」に生活する権利です。その理念は、国際的な健康権保障の流れと一致しています。

憲法25条(生存権)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

健康権は第2次世界大戦後、1948年の世界人権宣言でうたわれ、その達成のための国連の専門機関としてWHO(世界保健機関)が設立されました。そして1966年、国際人権規約で明確に規定され、日本も1979年に批准しています。

健康権とは、「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」です。私たち医療・介護従事者には、人々の健康権実現の担い手としての役割があります。

また、「権利としての社会保障」を憲法で明記している国は世界でそう多くはありません。25条は、9条とともに、憲法を定める国会で国民の声を背景として草案に新たに追加されたものであり、世界のなかで先進的でかけがえのない意義をもっているのです。

「介護の社会化」と銘打って、介護保険制度がスタートしてから16年が経ちました。国は「利用しやすく公平な支援システム」「1割負担が基本、低所得者にも配慮」「可能な限り在宅において有する能力に応じて暮らし続けられる」「要介護者とその家族の家計や心身の過大な負担が軽減」されると希望満載の宣言文句を並べましたが、介護保険法や報酬改定の相次ぐ改悪により、当初の期待はことごとく打ち砕かれ続けています。▼昨年四月の介護報酬引き下げで、老人福祉・介護事業の倒産は前年を大きく上回り、特に小規模の通所介護・短期入所介護事業・訪問介護の倒産や閉鎖が全国で続出しています。私の身近でも昨年三件、本年二件の事業所が廃業を余儀なくされました。ある事業者は廃業の通知に「廃業の大きな理由は介護保険制度改定にあり(中略)私共が目指した地域福祉、高齢者福祉の在りようとは随分違う形の福祉を推進するのが改定された今回の制度なのです」と悔しさを滲ませていました。▼政府が見直しを検討している「軽度者(要介護1,2)の生活援助の切り下げや、デイサービス等の総合事業への移行」は、必要なサービスの利用を更に制限させ、望む生活が続けられなくなる方が多くなるのでは、と危惧します。「生活援助に入った時に状態の変化を早期に発見する」という専門職の関わりと視点を否定するような改定を断じて許すことは出来ません。▼老後を安心して迎えられる、住み慣れた地域の中でその人らしく生活することは、憲法に保障された権利です。▼先日行った介護カフェで、ある介護職の青年が「介護は守るの意、福祉は幸せの意」「介護福祉士は幸せを守る人」と語ってくれた養成校の先生の言葉を、今も大切にしている」と話してくれました。そんな志をもった仲間が夢や希望をもって未来をつくらせてくれるように、我々の関わる利用者の皆さんが笑顔でいられるように、「憲法」を守る歩みを止めはならぬと切に思います。

上伊那医療生活協同組合 山口とよ子

現場から見える憲法

25条つてすばらしい

生まれてから亡くなるまでずっと社会保障で守られている



『生存権』という思想の出発点は、ドイツ・ワイマール憲法です。まだまだ、この時は誕生したばかりの発想であり「すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則」という表現で、「権利」とまでは明言されていません。この内容を日本に取り入れ、「権利」にまで高めたのは日本の学者たちです。民間の手で憲法を起草するために憲法研究会がつくられ、ここで「国民が健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」という条文が提案されました。これをGHQが採用したのが憲法25条第1項です。

社会保障を国家からの「恩恵」とするために、全体主義国家では徹底的に削減されたという戦争の反省から、社会保障を「権利」にしたのです。では第2項はどうでしょうか。当時アメリカやイギリスでは、なんのルールもなく大企業に儲けさせていると、人々の命や健康が奪われてしまうということがわかってきました。そこで、社会保障は国の責任で行うべきだという運動が広がり、社会保障に関する法律が作られ始めました。この運動に参加していた人たちがGHQのメンバーになり、「社会保障増進」を国の責任として義務付け

た第2項をつくりまします。このように、世界中の人たちの運動と英知の結晶として生まれたのが憲法25条です。世界の運動が生み出した、最先端・世界の宝の条文です。私たちが生まれてから、働き、高齢になり、死ぬまで…25条の下に、全ライフステージにわたって社会保障の制度がつくられています。

「公的扶助」制度は、収入が最低生活費以下に陥ったすべての人に対し、その費用を国の公費で賄うことによつて最低生活費を保障する制度です。代表的なのは生活保護制度です。次に「社会保険」制度です。失業、労災、老齢、疾病など人間の尊厳にふさ

わしい生活を送れなくなる危険に際して、公費や企業の負担を財源とするなどによつて、社会全体でリスクを回避・分散しようという制度です。雇用(失業)保険、労働者災害補償保険(失業)保険、医療保険などの制度があります。国民皆保険制度が代表的ですね。

他にも、障害・養育など社会的不利を負っている人への公費による社会福祉サービス制度、児童扶養手当など、社会が付与すべきであると判断した特定の費用を公費で現金給付する社会手当制度などがあります。憲法25条は私たち国民の生活にしっかりと生きています。

健康権の根拠は

憲法にある

健康権は、WHO憲章前文や世界人権宣言に明文化されている「到達可能な身体及び精神の健康を享受する権利」の略称です。世界人権宣言の内容を基礎として1966年に採択された国際人権規約A規約第12条に、健康権が明記されました。

健康権は保健・医療に関する権利だけでなく、安全な水や食料、住居、環境、労働、教育および情報へのアクセスなど、健康

の基礎となる前提条件について包括的な内容をもっています。

2000年、国際規約人権委員会は、第12条健康権に関して具体的基準を示しました。「健康は、他の人権の行使にとって不可欠な基本的人権である。すべての人間は尊厳ある人生を送るために到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有する」とし、その基準、指針の明確化、国家の義務について述べています。

日本では、健康権は憲法25条に直接の根拠をもち、憲法前文や13条と合わせて根拠づけられるとされています。政府は、健康権の実現のために努力しなければなりません。

今、貧困と格差の拡大のなかで、国民生活は憲法25条や健康権にかなったものになっているのでしょうか。

NHKのニュース番組で「進学できない」と困窮を語った母子家庭の女子高生をめぐって、ネット上や自民党国会議員から「批判」が起きました。外食をしたり、スマートフォンを持っていることから「貧困ではない」「趣味を我慢すべき」というものです。これに対して「貧困だと、文化的精神的に豊かになることを許されないのですか!」との悲痛な声が寄せられました。

25条がうたう「健康で文化的な最低限度の生活」とは、ギリギリの衣食住ではなく、「人間の尊厳にふさわしい生活を営むための最低水準」です。



弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.3

憲法25条が活かされる 医療の現場を

病院に来た入院が必要なおばあさん。けれど彼女は入院費を支払えない。病院スタッフは彼女を、無理矢理タクシーに詰め込みスラム街に置き去りにします。

「シッコ」というアメリカの医療・保険制度を描いた映画の衝撃的な場面です。

日本には国民皆保険制度があるので、このような悲劇は起きていません。国民皆保険制度は「誰でも」「どこでも」「いつでも」保健医療を受けられるように、全ての国民が公的医療保険に加入できるようにしています。

憲法25条第1項は、人間として尊重されるにふさわしい生活を送ることを「権利」と宣言しています。さらに同条第2項は、そのために国に「社会保障増進を義務づけている」んです。みなさんが毎日接している患者さんたちは、憲法25条で勝ち取られた権利を行使しているんです。

さらに憲法25条によれば、私たちは国民は国に対して「医療費がこんなに高くしては生活できないから国の援助制度を拡充して負担を下げて!」と要求できる権利を持っています。

ところが今、安倍自公政権は数々の社会保障制度改悪によつて、この権利を破壊しています。さらに安倍自公政権が狙う自民改憲案は「福祉国家」を壊し、医療の現場をスタスタにしようとしています。

改憲草案24条1項は「家族は、互いに助け合わなければならない」とし、家族の助け合い義務を課して介護・育児などを家族任せにしようとしています。

さらに改憲草案96条1項は「地方自治体の経費」は「自主的な財源」を基本とするとしています。貧しい自治体は医療費負担が超高額になっても仕方がないとします。国民皆保険制度も壊されてしまいます。

冒頭の「シッコ」の場面が皆さんの医療の現場で現実にならうとしています。

これを許さず、医療の現場を守るのは私たちです。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければ」憲法12条なりません。私たちが主役です。



MIN-IREN 憲法 Café vol.4

2017年1月発行

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



出典:「写真で見る民医連50年」、民医連新聞

たたかってこそ輝く25条

国民の運動でかちとった社会保障

戦後、憲法25条を根拠に国民の運動によって多くの権利が勝ちとられてきました。

1957年にはじまった「朝日訴訟」は人間に値する生活レベルを巡って争われました。結核で入院中の朝日茂さんは、生活保護で生活をしていました。当時の生活保護基準は、肌着は2年に1枚、パンツは年に1枚、タオルは年に2本、靴下は年に1足、ちり紙一月に一束というものでした。

1960年10月の東京地裁の一審では、「国民の生存権は、財源のあるなし、財政の論理ではなく、国家として真っ先に保障すべきもの」との判決を言い渡しました。



出所：明日をひらく社会保障(全日本民主医療連・編)

その結果、保護費の引き上げなどの改善をかちとり、その後の社会保障のたたかひに大きな影響を与えました(図1)。

1960年代、小児麻痺から子どもを守る運動や、各種公害(四日市・川崎の喘息、熊本・新潟の水俣病、富山のイタイイタイ病など)から、くらしと健康を守り国と企

業の責任を問う運動が展開されました。

1967年から東京民医連が公費による老人健診に取り組み、多くの老人が治療を要することがわかりました。これが老人医療費の無料化運動に発展し、住民本位の革新自治体を生み出す契機にもなりました。

1969年、東京都で老人医療費無料化制度が実施されました。他の革新自治体でも次々と無料化制度が導入され、1973年に国の制度に拡大、「福祉元年」と言われました。

私たち民医連は、綱領で国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のために戦後一貫してたたかってきました。社会保障の歴史は、憲法の理念に照らし、いのちを守るために住民とともに運動し、願いを実現していくものです。

政府による社会保障制度への攻撃

しかし、1980年以降、経済界や政府は、医療・社会保障費削減政策を本格的に進めてきました。

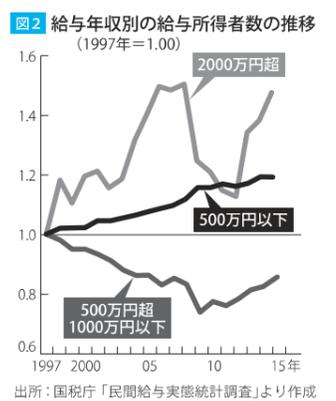
2012年8月に消費税を社会保障の財源に充てる「社会保障・税の一体改革」を推進するために、「社会保障制度改革推進法」を成立させました。社会保障の基本は「自助・共助及び公助」の適切な組み合わせ、「自己責任」と本人・家族の支え合いだとして、国や地方自治体の公的責任を大幅に後退させる方向を鮮明にしました。そして、政府は次々と国民負担増、医療費の削減や医療

機関の再編を行ってきました。

この考え方は、社会保障の向上・増進を国の責任と義務づけた憲法25条の解釈改憲ともいえるものです。

貧困と格差が一層すすむ日本

国の経済活動の規模を表すGDP(国内総生産)では日本は世界第3位です。しかし、実態は一部の富裕層に富が集中する一方で、低賃金の非正規雇用労働者の増大で中間層が減少し、貧困層が拡大しています(図2)。



出所：国税庁「民間給与実態統計調査」より作成

OECD(経済協力開発機構)の貧困率の調査では日本は世界第4位となっています。その背景には、ワーキングプアの増加、母子家庭の増加などが挙げられます。特に、一人親家庭の貧困率は、日本は世界第1位となっています。

私たちのまわりでは、「健康格差」や「いのちの格差」といわれる事態が生まれています。「あれ?おかしい。気づきからはじまる、わたしの『シャボ』」ブックレットを活用し、社会保障とは何かを学び、考え、行動しましょう。

「浜のおばあさんが薬局で言った。『午前中に家の片づけを済ませると浜に出て、みんなでお茶を飲みながら嫁の悪口を言うのが毎日の楽しみだった。今は誰もいない嫁姑の仲が悪いのは困るが、お茶を飲みながらストレスを発散できる地域の再生が必要だ。』」

みやぎ保健企画 金田早苗

「津波で近所の友達が離れ離れになり寂しい」周りは知らない人ばかり、受診で病院と薬局に来る時以外、会話がないうちに来る、おしゃべりできるのはここだけという患者さんがいる。東日本大震災の津波は、田舎のお年寄りのコミュニティを壊してしまつた。

2011.3.11の震災からもうすぐ6年、被災者は、避難所からプレハブ仮設住宅、そして災害公営住宅と何回も住む場所を変えなくてはならず、その度に近所付き合いが断たれてきた。宮城県民連の各事業所や友の会は、健康相談会やお茶つこ会など、コミュニティづくりのお手伝いをしていく。仮設住宅では食事をつくるのも大変で、自治体からの要請で、試食も含めた栄養相談会も行った。震災で仕事を失った方も多く、日中からお酒を飲み、お酒の量が増えた方、相談会などに出てこない孤立した方も多い。また、仮設住宅では近所の付き合いがあつたが、公営住宅では周りに知り合いが全くいない、という方もいる。

2016年3月時点で宮城県では4万人以上が、まだプレハブ仮設住宅に暮らす。公営住宅は、家賃等の生活費がかさむ。経済的な理由で仮設住宅からでられない被災者も多い。経済的困難が被災者間に格差をもたらしている。公営住宅に移れた方たちも経済的な負担を感じている人が少なくない。宮城県では、被災者の医療費・介護費用の自己負担免除を打ち切られた人が多く、被災者の健康や生活を守るための対策が求められる。

日本国憲法は、一人一人が個人として尊重され、生命、自由、幸福を追求する権利を保障している。被災者が安心して暮らすことができるよう自治体、地域の方たちと協力して地域づくりに取り組む必要がある。



消費税増税したのに 社会保障削減?!

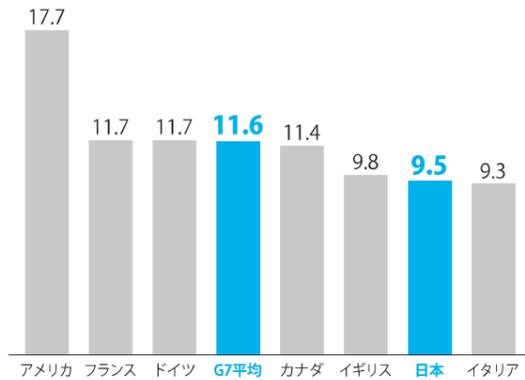
国は、税収不足を理由に「持続可能な社会保障」を掲げ、消費税を8%に増税しました。しかし、実際には社会保障費を削り、本来果たすべき国民のための社会保障の充実を怠っています。安倍政権の経済政策(アベノミクス)と社会保障政策では、ますます「貧困と格差」は広がるばかりで、国の責任を果たしているとは言えません。

こうした社会保障の削減は、憲法25条の国民の生存権を脅かすもので、いま以上に「健康格差」、「いのちの格差」が拡大することは必至です。

先進国で際立って低い 日本の社会保障費

2015年10月に公表された国の統計では、日本の社会保障給付費の総額は約110兆円(前年比+1.5%)で対GDP比は22.9%となっています。その内訳は、「医療」が35兆円(32%)、「年金」が54兆円(49.3%)、「福祉その他」が21兆円(18.7%)です。こうした社会保障費は、高齢化の進展により、何の改革も加えず現状の制度のまま

図1 G7の総医療費の対GDP比(2009年)



出所: OECD Health Data 2012から計算
注: 平均はすべて単純平均

あつても、増大していく(自然増)とされています。安倍政権は、自然増を抑えるために毎年5000億円削減する方向です。

しかし、世界水準でみれば、日本はG7(先進主要7か国)のなかで最も高齢化が進んでいる(26.7%、2015年)にもかかわらず、医療費は低い状況です。総医療費対GDP比のG7平均に比べ2ポイントも低く(図1)、一人当たり医療費でもG7平均の約7割と、日本の低さは鮮明です。

社会保障の主な財源は、公費負担、事業主負担、被保険者による負担ですが、日本の事業主の社会保障料負担は対GDP比で見ると5.7%に過ぎ

税金の集め方・使い方をただせば 社会保障は充実できる

国の最大の仕事は、憲法が保障する基本的な人権の実現であり、国の財政そのものが所得再分配機能(税制や社会保障など)を通じて、高所得者から低所得者へ富を移転させることを發揮してそれを支えるものでなければなりません。

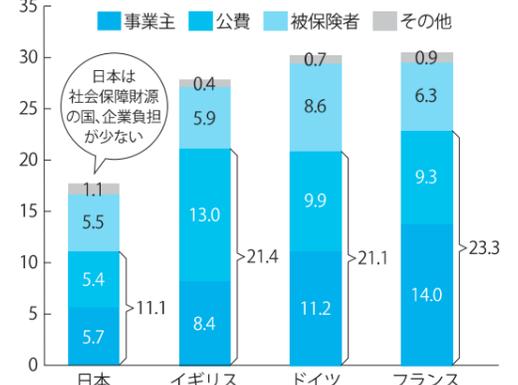
政府は「財源がない」といいますが、大企業は、金融緩和や企業減税によつて3年連続で史上最高の利益を上げ、内部留保は40兆円、大株主などごく一握りの富裕層にも莫大な富が集中しています。大企業優遇の法人税12%(中小企業は19%)をあらためることや大株主優遇の不公平税制をやめ、所得税など富裕層に応分の負担を求めることで社会保障の財源を確保することができます。

富裕層や大企業の海外への資産かくりや税逃れも税収不足を増幅させています。タックスヘイブン(租税回避地)の一つであるケイマン諸島だけで、日本企業が保有している投資残高は65兆円と言われています。

税金の使い方にも問題があります。安倍政権は、医療や介護など社会保障費の削減や高い学費、待機児童を放置するなど教育や福祉の充実を後回しにする一方で、軍事費を4年連続拡大し2016年度予算で初めて5兆円を突破しました。MV22オスプレイ4機(47億円)、ステルス戦闘機F35 16機(1084億円)、新イージス艦1隻1734億円など大軍拡を進めています。米軍への「思いやり予算」(在日米軍基地で働く日本人従業員の給与など日米地位協定の枠を超える法的根拠のない負担)は1920億円、日本が負担する義務もない米軍関連経費なども1829億円と過去最高を計上しています。

富裕層や大企業からきちんと税金をとり、軍事費ではなく人の命のために税金を使うことで、憲法で保障された社会保障を実現していくことは可能です。社会保障削減の動きと、平和憲法を変えて日本を「戦争ができる国」に作り変えることは根本でつながっています。社会保障の根本は人の命を大事にすることですが、戦争はその逆で人の命を脅かすものです。国民の健康と生活を守る政府の姿勢が問われています。

図2 GDPに占める社会保障財源負担割合



「命よりも お金優先」は あつてはならない



営利化と社会保障

弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.4

日本で初めて医療費無料化を実現したのは、豪雪・多病・貧困に悩まされていた岩手県の小さな寒村、沢内村(現在の西和賀町)。村長は最初、県の担当者に法律違反だと責め立てられましたが、憲法25条を読み上げ「憲法には反していない」と反論します。

こうして村長は、60歳以上と乳幼児の医療費無料化を日本で初めて実施し、1年間乳児死亡ゼロという記録を作ります(映画「いのちの山河」より)。

私はこの映画から、憲法25条の持つ力と、その核心部分は「いのちの格差があつてはならない」ということ、その責任を負うのは国・行政だということとを改めて痛感しました。

皆さんと考えたいのは「これが営利目的の民間企業だったらどうなる?」ということです。医療の責任を民間に完全に投げってしまったら、無料化というのはまずありえません。

また、人口が少なく貧しい小さな市町村では、国や行政が援助しない限り、医療サービスは採算がとれませんが、医療機関は撤退しなければならなくなってしまうでしょう。郵政が民営化された後、小さな町や村から撤退したように、国鉄が民営化された後、地方で鉄道路線が減少したように。

働く人たちの給与を低くして利益をあげるため、正職員をアルバイトにしたり、必要な経費を削減して事故が発生したかもしれません。

「命よりもお金が優先」はあつてはならないことです。「お金持ちかどうかで差別されてはいけないもの」それが憲法25条をはじめとした憲法上の権利です。

ところが日本では、経団連をはじめとする経済団体が、医療・教育・保育・交通機関など、「お金持ちかどうかで差別されてはいけない分野」にも参入を狙っています。それが「公務・公共サービスの民営化・民間委託」です。

現行憲法は職業の自由を保障していますが(22条1項)、社会的・経済的弱者を救済するために「公共の福祉に反しない限り」との規制を加えています。自民党の改憲案は、その規制を削除し、企業が利益を上げるためには何をやっていいという内容にしようとしています。あわせて自治体への公的負担の縮小を強調しています。

そうすると、医療や健康保険に営利企業が参入し、公的負担は縮小され、貧しい人は保険料を払えず、医療を受けられない国になってしまいます。結果として、国民皆保険制度は崩壊してしまいます。

企業の利益優先ではなく、国の責任で質の高い社会保障を実現するように働きかけて、憲法25条を生かしていきましょう!

被害があるが 基地のゆえ



2016年12月、嘉手納基地から試験飛行したオスプレイが名護市の沿岸部に墜落、大破する事故が起きました。集落からわずか80メートルしか離れておらず、一歩間違えば大惨事になるどころでした。しかし、米軍は謝罪するどころか「(墜落でなく海に落ちたことを)県民は感謝すべき」と発言、日本政府は「墜落」ではなく「不時着」と事実を歪め、事故の重大さを意図的に軽くするような発表をしました。

日本の米軍基地は、多くが住宅地や学校など生活圏の近くにあり、付近の住民は騒音被害や墜落事故の危険と隣り合わせです(アメリカ国内では、滑走路両端から45kmには住宅、学校、病院、集会場などがあってはならないとされ、飛行高度も守られています。日本の状態は異常です)。米軍関係者

による凶悪犯罪も深刻で、基地があるがゆえの事故や事件は後を絶ちません。在日米軍の兵士や軍属らが引き起こした事件・事故は、把握されているだけでも1952年度から2010年度までに21万件近くにもおよび、日本人の死者は1088人にのぼっています(防衛省資料より)。

1955年	米兵が沖縄の嘉手納基地に小学6年生の女子を車で拉致し、強姦、殺害しゴミ捨て場に放置した。
1957年	群馬県の相馬ヶ原演習場で、米兵が空の葉莢をばらまいて婦人をおびき寄せて(当時、人々は鉄くずを拾って生活の足しにしていた)射殺した。
1957年	茨城県で超低空飛行を行った米軍機が自転車に乗っていた女性と接触、女性は死亡した。
1958年	埼玉県狭山市で基地内の米兵が付近を通過する電車に向けて発砲し、大学生が亡くなった。
1959年	沖縄で、ジェット戦闘機が操縦不能となり、パイロットは空中で脱出したが機体は民家35棟をなぎ倒した後、石川市(現うるま市)の宮森小学校に衝突、炎上。死者17人、重軽傷者210人の大惨事となった。
1977年	神奈川県で、ジェット機が宅地造成地に墜落。付近の公園や民家は一瞬にして火の海になり、1歳と3歳のきょうだい2人が死亡。母親も事故の後遺症に苦しみ、4年後に亡くなった。
1995年	沖縄で米兵3名が女子小学生を車で拉致し、集団で強姦した。県民の怒りがわき起こり、基地撤去を求める8万5千人もの県民集会がおこなわれた。
2004年	沖縄国際大学敷地内に普天間基地のヘリが墜落、爆発炎上した。周辺のビルや民家にも多数の部品が飛散する大事故となったが、奇跡的に怪我人はでなかった。
2006年	神奈川県横須賀市で早朝に、米海軍所属の米兵が、現金を奪おうと道を尋ねるふりをして女性に声をかけ、10数分にわたって暴行し殺害した。
2016年	沖縄で、米軍属の男がジョギング中の20歳代の女性を連れ去り暴行、殺害した。

日米地位協定

米軍関係者が事故や事件を起こしても、罪に問われなかつたり、軽い刑罰ですむことがほとんどです。それは日米地位協定と、それに関する密約があるからです(2001年から2014年の米軍関係者による一般刑法犯の起訴率は17%で、全国の起訴率45%に比べると大幅に低くなっています)。

日米地位協定は、日米安保条約第6条を受けて、在日米軍の施設・区域の使用の在り方や日本における米軍の地位について定めた条約です。米軍に優先的に捜査や裁判の権限があることや、日本の検察が起訴した後でないなど容疑者の身柄引き渡しが行われないなど差別的で不平等な内容になっています。沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落した事故では、現場をアメリカ軍が封鎖し、日本の警察、マスコミなどは排除されました。ヘリから放射性物質が飛散しましたが、米軍はすべての証拠を隠しました。

安保条約ではなく平和友好条約を

基地があるために、住民の命と人権が脅かされている実態があります。一

方、「日本が平和なのは、日米安保条約や米軍基地があるから」と考える人も多くいます。米兵を友人にもつ人たちもいます。しかし、そもそも在日米軍はアメリカの軍事・経済戦略上の世界各地への出撃拠点であり、日本を守るためにあるものではありません。アメリカの機密文書に「日本防衛のための基地は一つもない(1968年)」「在日米軍は日本本土を防衛するためには(1971年)との記述があることが明らかにになりました。それはいまでも引きつがれています。

むしろ安保条約があるために、絶えずアメリカの戦争に荷担させられ、巻き込まれる危険を伴ってきました。朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラク戦争などです。それに歯止めをくいとめ、安保条約の本格的な発動をくいとめ、役割をはたしてきたのが憲法9条、特に第2項「戦力及び交戦権の否認」です。

日米安保条約を廃棄し、アメリカと対等・平等な平和友好条約をむすぶこと、日本が名実ともに独立国として、憲法9条を前面に掲げた平和外交を進めることが、日本の未来とアジアの平和にとって必要です。



弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.5

日米安保条約と経済支配

— 奪われた暮らしと尊厳

私は、「日本はまるでアメリカの植民地だ」と感じる事柄にいくつも出会いましたが、日本が軍事・外交だけではなく「経済面」でも支配されていると知ったときの衝撃はとて大きかったです。

アメリカは日米安保条約第2条「経済協力」条項のもとで、日本を「経済面でも支配」してきました。

アメリカが財政赤字になった1980年代、アメリカ経済を支えるために日本は、米大企業の日本進出のための規制緩和(例:大型店舗の日本進出)や、430兆円(のちに630兆円)もの公共事業計画を約束させられました。不必要な大型公共事業に莫大な税金が使われ、財政赤字の原因に。社会保障費を大幅

に上回る公共事業の予算が組まれ、「逆立ち財政」と批判されるようになりました。

これらにより90年代にアメリカは好景気となり、日本は赤字と不況に転落。結局日本は、アメリカの財政赤字の肩代わりをさせられたのです。

「日米包括経済協議」では、米企業の日本進出のためにさらなる規制緩和や民営化が押し付けられました。日本は社会保障分野の予算を増大させ、他方で混合診療導入や保険業の参入規制を緩和しました。医療費への国民の不安が増し、保険加入が激増。アメリカの保険会社は大儲けしています。雇用の破壊まで押しつけられて非正規労働者が激増し、格差と貧困が拡大しました。

財政でも、在日米軍駐留経費思いやり予算は、米軍基地内の娯楽施設や米軍住宅建設、光熱費・水道費、基地従業員の給料まで私たちの税金で負担し、安倍政権は今後さらに増額する方針です。米軍家族住宅の間取りでは、すべて浴室が2カ所、トイレが3カ所もあるそうです。辺野古新基地や高江のヘリパッド建設など国民が反対する米軍基地強化の費用も私たちの税金です。在日米軍の活動経費の日本側の負担は1978年から2016年までで20兆円にものぼります。

このお金があれば何ができたでしょうか? 社会保障の削減や雇用破壊などによる格差と貧困の拡大がなければ、どれだけの人々の命と尊厳を救えたでしょうか? 私たちの「不幸」の根っこにアメリカによる経済支配があります。この「不幸の仕組み」を変えるのは私たちです。

お詫びと訂正

12月号(Vol. 3)の裏面「25条ってすばらしい」の記述に誤りがありましたので訂正します。
1段14行目、【誤】「これをGHQが採用したのが…」➡【正】「これを憲法制定議会で日本の国会議員が主張し、採用されたのが…」お詫びして訂正いたします。



MIN-IREN 憲法 Café

vol.6
2017年3月発行

【民医連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



「沖縄に住んでみて、 憲法よりも(日米)安保の方が 上にあることがわかった」

自然豊かな場所で子育てしたいと考え、
やんばるの森が広がる高江に移住した
清水亜生さん(37)。

しかしそうした
住民の思いを踏みにじり、
日本政府は自然を傷つけて
オスプレイパッド建設を強行。

【やんばるの森に穴を開けて建設されたヘリパッド】

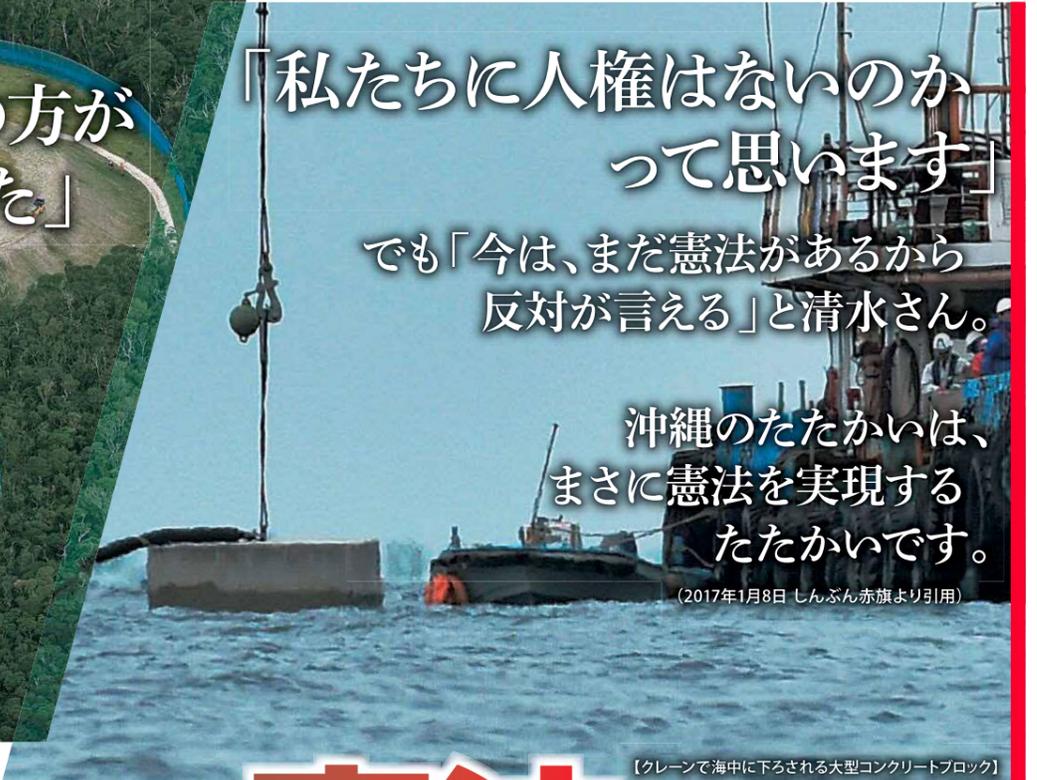
画像提供 沖縄タイムス社

「私たちに人権はないのか って思います」

でも「今は、まだ憲法があるから
反対が言える」と清水さん。

沖縄のたたかいは、 まさに憲法を実現する たたかいです。

(2017年1月8日 しんぶん赤旗より引用)



【クレーンで海中に下ろされる大型コンクリートブロック】

沖縄を通して憲法をみる

基地ある限り壊され続ける 沖縄の平和的生存権

日本国憲法の前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」(平和的生存権)と明記。平和的生存権は、基本的人権の基礎にあって、その享有を可能にする基礎的権利とも説明されています。9条とともに、平和主義を徹底させています。しかし、日本全国に米軍基地がおかれているなかで、平和的生存権が保障されているとは言えません。とりわけ沖縄は、基地あるがゆえの事故や犯罪で今も人権が踏みにじられる現実があります。

沖縄の米軍基地は日本の安全を守るためにあるのだと言われていますがそんな機能はまったく有りません。沖縄に駐留しているのは主に海兵隊で、アメリカが海外の戦争に真っ先に投入する「殴りこみ部隊」であり、「日本防衛」のための部隊ではありません。

実際には、朝鮮、ベトナム、アフガニス

タン、イラクでの戦争で中東にまで及ぶ米軍の侵略戦争を支える拠点となってきました。沖縄に基地がある限り平和的生存権は壊され続けています。

二重・三重に 踏みにじられる 民主主義、地方自治

今、沖縄では選挙のたびに「辺野古に新基地は造らせない」「オスプレイ配備撤回」を掲げるオール沖縄の候補者勝利で、沖縄の民意を示してきました。しかし、日米軍事同盟を最重視する日本政府は民意を無視して、非暴力で基地建設に抗議する住民を強権的・暴力的に排除し、高江にオスプレイパッドを建設。辺野古では新基地建設にむけて、美しいゆたかな海にコンクリートブロック投下を続けています。

このように沖縄では、平和的生存権が侵害され、民主主義や地方自治も二重・三重に踏みにじられています。

軍事基地の撤去こそが沖縄の繁栄

沖縄の経済は基地に支えられているという見方がありますが、基地経済への依存度は、1972年の復帰直後の15.5%から2013年度には5.1%と大幅に低下しています。

沖縄県は基地をなくし、その跡地を整備・活用する計画を関係する地主や市町村と進めています。普天間基地がある宜野湾市も基地返還後の経済効果は31倍となります。名護市では、米軍基地再編の建設工事に支給される「米軍再編交付金」に頼らないまちづくりを進め、くらし・福祉・地域経済を振興させています。

モノレールの「おもろまち駅」周辺に広がる那覇新都心や、北谷町的美浜アメリカンビレッジは、米軍基地が返還された跡地に作られました。沖縄県の試算では、那覇新都心地区など3地域での基地返還後の直接経済効果は、雇用者実数で72倍、税収効果の推計値で38倍とされています。(下図)

「基地が経済発展の最大の阻害要因」であり、その基地を撤去することこそ、沖縄経済を繁栄させ振興させる確かな道となっています。

基地返還による経済効果

地区名		返還前	返還後	倍率
那覇市 新都心	雇用	168人	15,560人	93倍
	税収	6億円	199億円	33倍
那覇市 小禄金城	雇用	159人	4,636人	29倍
	税収	1.5億円	59億円	36倍
北谷 ハンビー	雇用	0人	3,368人	皆増
	税収	0.4億円	40億円	100倍
合計	雇用	327人	23,564人	72倍
	税収	7.9億円	298億円	38倍

【辺野古はいま 聞こえますか サンゴの叫び(あけぼの出版)より転載】

元議員の古堅実吉さんは「道理と大義あるのだから、必ず最後に県民が勝つのだ」と勇気つけてくれました。真の祖国復帰のために、子どもたちに誇れる未来を手渡すために負けることができない戦いがここにありま

沖縄医療生活協同組合 上原昌義

海風が強い辺野古の海岸での座り込みに80代の高齢の方々も参加しています。沖縄戦の体験があり、子や孫たちに同じ苦しみを絶対に味わわせたくないとの強い思いがあります。沖縄戦で得た教訓「ぬちどう宝」、オール沖縄の流れは沖縄県民を覚醒させ、闘う覚悟を決めました。基地建設強行は非暴力の「島ぐるみ闘争」への道と覚悟すべきです。

先の大戦で沖縄県民の4分の1が犠牲となり、戦後銃剣とブルドーザーで県民の土地を強制的に接収し、米軍基地が作られた屈辱的な歴史がありました。今、辺野古で行われている非民主的な新基地建設強行はまさに現代版の銃剣とブルドーザーです。このままでは沖縄は半永久的に基地から逃れられない島になってしまいます。子や孫の世代から責任を問われたいとき、私たちは何と弁解できるのでしょうか?

現場から
見える憲法



MIN-IREN 憲法 Café vol.7

2017年4月発行

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



この世で最も価値あるもの
すべての**個人**が**尊重**され、
自由に、**幸福**を求めて**生きる**
憲法**13**条

「日本国憲法で一番肝心の条文を一つだけ言えと言われたら、13条の『すべて国民は、個人として尊重される』という、この短い一句に尽きます」—著名な憲法学者である樋口陽一さん(東北大名誉教授、東大名誉教授)の言葉です。「国民主権はもちろん大事な原則だけれども、国民主権なら何がどうなってもいいのではなく、人間の尊厳という、手を触れてはいけない価値がある…」



すべては、一人ひとりの尊厳のために

「個人の尊重」は、誰もが同じ人間として、しかも一人ひとりが独自の価値を持った違う存在、オンラインワンとして大切にされることを意味します。

封建的な制度や国家の戦争政策などによって人々の自由や生命さえも奪われた人類の歴史を経て、誰もが「生まれながらにして持っている」人権こそ最も大事なものと保障されるべきだと、世界的に確立されてきた考えです(天賦人権思想と言います)。

日本では戦前、無益な戦争によって、国のためにと多くの尊い命が奪われました。一人ひとりが描いていた人生の夢や希望が、まったく意味をなさない状況がありました。たった一人でも国のために犠牲にならなければならない、個人が国家のためにあるのではなく、国家が個人のためにある。これこそが日本国憲法の根幹となる原理といわれる13条の価値観です。だから「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(13条)のです。

学校の憲法の授業で、日本国憲法の基本原理と

して、国民主権、平和主義、基本的人権の3つがあると言われましたが、それらのおおもとに「個人の尊重」があり、いわばすべては一人ひとりの尊厳のためにこそあるのです。

「私の幸福」を求めていくとぶつかる「共通の壁」

人は皆違うから幸福の中身も人それぞれ違います。それぞれが考える幸福を追い求めるプロセスを人権として保障するというのが、幸福追求権です。そしてこの権利は、憲法の条文に具体的には書かれていない新しい権利(プライバシー権、自己決定権など)の根拠でもあり、社会の発展に応じて、その内容を豊かにすることができます。

ところで今の政治は、13条で言っているような、国民の生命や自由、幸福追求権に対して「最大の尊重」をしているのでしょうか。

平和の危機、格差と貧困の拡大、医療・介護・社会保障制度の後退など、むしろ政治によって、私たちの幸福の条件が壊されているのではないのでしょうか。自らの幸福を求めていくと立ちはだかる壁。それはまた他の人も同じようにぶつかっている壁です。そんな政治に対して、ひとりの主権者としてどう向き合うか、大いに考え語りあってみましょう。

「個人…」が消えた自民党改憲案

自民党改憲案では、現憲法の「個人として尊重される」が「人として尊重される」に、そして「公共の福祉に反しない限り」が「公益及び公の秩序に反しない限り」に変わっています。

「個人」が「人」に変わっているところが重大です。つまり「個」の持つ大事な意味、人は皆違うことを最大の価値として尊重するという考えが憲法から消えています。「いろんな人がいていいんだ」という現憲法が気に入らないのでしょうか。

また現憲法の「公共の福祉」は国民全体の利益と福祉という意味で、人権と人権とが衝突したときに調整する原理です。何が「公共の福祉」であるかの判断は慎重さがが必要です。

ところが改憲案は公益、要するに国家の都合や利益のために人権を制約することができるしくみになっており、誰もが生まれながらにして持っている人権という考えを否定しています。

しかも、現憲法は「第十章 最高法規」の最初に「侵すことのできない永久の権利」として基本的人権の永久不可侵性を宣言していますが(97条)、改憲案ではこの条文自体を削除しています。

原発事故を思えば、とにかく今は憲法を変えてはならない。なぜなら平等や公平といった価値の大本を変えたら、解決することができなくなる。ましてや自民党改憲草案が実現されれば国民の生命財産より原発が大事になってしまふ。

関西電力大飯原発運転差止訴訟は控訴審がたたかわれている。私は福井地裁判決を「原発の朝日訴訟」判決だと思っている。たとえ控訴審で否定されることがあっても、その意義は失われない。国民の力で判決を確定させ、原発を憲法違反の存在にしてみよう。

福島県民医連 鈴木隆夫

私はこの判決を読んだ時憲法は東電による原発事故の解決にも大きな役割を果たしているのだと確信した。この考え方ならば被害の個別性を乗り越えて、多くの国民が納得しうる公正で平等な解決策を作ることができると思った。これまでの原発事故の賠償や支援では、多くの不平等が残されてしまっている。被害当事者の権利を回復し、真の復興に向かうためには平等・公平・公正であることが不可欠だ。

東京電力福島第一原発事故から6年が経った。事故の完全収束には至らず、被害は拡大しつづけている。

原発事故に起因する被害は、一人ひとり大きく異なる。事故当時住んでいた場所、家族、仕事、事故後にとつた行動、空間線量、事故被害はまさに十人十色と言っている。すべての被害へのどのように対応することが必要なのか。それは憲法が求める「平等」の実現ではないだろうか。

原発事故をめぐることは、関西電力大飯原発運転差止訴訟福井地裁判決で画期的な判断が示された。判決では憲法13条・25条を根拠として個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益を総体として「人格権」としている。さらには「人格権」は憲法上の権利で人の生命を基礎としているので、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとした。

現場から見える憲法

憲法13条を実現する手段は何でしょう

——「参政権」

憲法は、私たち国民が自由に生きることができるよう国に仕組みを定め、国家権力に歯止めをかけるために存在しています。そして私たちが自由に生きるためには、政治に参加することが必要になります。自分たちのことは自分たちで決める、誰か偉い人が決めたことに無批判に従うのではなく、自分たちの生活のことは自分たちで主体的に決めていく、という発想が民主主義です。そして、政治に積極的に参加していくための権利を「参政権」と言います。

人権の一つであり、議会における代表者を選ぶ「選挙権」や「被選挙権」はその中でも重要なものです。

選挙のしくみと虚構の安倍政権

4割の得票で8割の議席占有

小選挙区制

現在、衆議院選挙は、1つの選挙区から1人の当選者を決める「小選挙区制」と、政党名を書いて投票し、得票数によって議席が決まる「比例代表制」という制度(小選挙区比例代表並立制)をとっています。定数は、475名で小選挙区295名、比例代表が180名です。小選挙区は、候補者の中から支持する人の氏名を一人記入します。

辺野古新基地建設工事の強行、原発再稼働推進、社会保障の解体をすすめる安倍政権は、こうした選挙制度の矛盾の上になり立つ、国民の意思とはかけ離れた虚構の政権と言えます。

野党と市民の共同で、安倍暴走政治をストップ

こうした矛盾の多い選挙制度の中でも、2016年7月10日の参議院選挙では、戦後初めて市民と野党の共同力で、全国32の1人区すべてで野党4党の統一候補を実現し、11選挙区で当選するという画期的な前進がありました。

「2014年の前回衆院選の

幸せになるために、政治と向き合おう

人間は幸せを求める権利(幸福追求権)を持っています。では、それはどのようにすれば実現できるのでしょうか? 「より幸せになる」とはどういうことでしょうか?

衆議院選挙 2014年12月	小選挙区		比例代表		実際の 議席	もしすべてなら 比例なら
	得票率	議席	得票率	議席		
自由民主党	48.10%	223	33.11%	68	291	158
公明党	1.45%	9	13.71%	26	35	65
民主党	22.51%	38	18.33%	35	73	87
維新の党	8.16%	11	15.72%	30	41	75
日本共産党	13.30%	1	11.37%	20	21	54
社会民主党	0.79%	1	2.46%	1	2	12

しかし、この小選挙区制には結果的に落選した候補者に投じられた票(死票)が多くなるという重大な欠点があります。

自民党が291議席を得た2014年12月の衆議院選挙(小選挙区)では、48%の得票率で76%の議席を獲得する一方、全国で小選挙区得票の半分が議席に結びつかない「死票」となりました。もしすべてが比例代表選挙なら、自民党は158議席となり、安倍政権は自公合わせでも223議席で、3分の2どころか、過半数の議席にも届きません。多くの国民が反対する戦争法や

小選挙区で、現在の民進、共産、自由、社民の4野党が候補者を一本化した場合の勝敗を試算した場合、自民、公明両党は計60選挙区で『野党統一候補』に逆転され、憲法改正の発議に必要な3分の2(317議席)を下回ります(日経新聞)。野党と市民の共同によって、暴走する安倍政治に終止符を打つことができるのです。

政治に参加することで幸福への道が拓かれる

人々を貧困から救うのも、原発をやめて再生可能エネルギーに取り組むのも政治の力です。高すぎる医療費の自己負担を減らすのも、消費税増税を中止するのも、介護施設を増やすのも政治。安心して子育てできる環境をつくるのも、大企業にそれ相応の税金を払わせる(応能

負担)のも、やっぱり政治です。私たちが選挙に行かなければ、結果として今の政治を今後も続けてよいという白紙委任になり、事実上支持を与えることになり、事実上無関心でも、決して無関係ではいられないのです。大事なのは、私たち一人ひとりが主権者として政治に参加することです。そして、あなたがその権利を行使すること



で他の人々の幸せにつながるのです。

民医連は憲法と綱領の立場から、憲法9条を守る、医療・介護を充実させる、原発をなくすなど、国民多数の要求を政策にかかげる勢力が議席をのばすよう活動します。選挙を重視し政治を変えたいことは、民医連のとても大事な活動なのです。

世界や日本の歴史は、多くの国民の、選挙をはじめとする政治参加によって、幸福への道を切り拓いてきたことを示しています。

弁護士 白神優理子の 憲法は希望 vol.7

選挙権は人々が勝ち取ってきたもの



私たちが選挙をする権利を手にしたのはごく最近のことです。それまで、長い長い「選挙権を求める」道のりがありました。

江戸時代、人々は生活ができないほどの重い年貢に苦しめられ、その声を届けようとしただけで打ち首になるという全く無権利の状況でした。

1868年に明治天皇に権力が集中する明治政府ができましたが、それでも農民の苦しみは変わりません。大規模な百姓一揆が起こるもの、政府はこれを軍隊で鎮圧。

そこで、これらの民衆の苦しみや闘いを背景として、既に選挙権と議席を勝ち取ったヨーロッパの歴史に学び、知識人などが「自由民権運動」を起します。自主的に憲法をつくること、国民が選んだ議員による議会をつくること、や言論の自由・集会の自由などを求めて政党を設立したり建白書を提出したりするなどの大運動が全国的に盛り上がりました。日本の歴史上初めて、人民主権・普通選挙 基本的人権などの思想が主張されたのです。

これらの結果、政府も議会の開設を決断して1889年に大日本帝国憲法ができました。この時までは、そもそも議会なんて存在しませんでした。しかし、人々が要求した中身とはかけ離れていました。天皇に大きな権力が集中し、国会は衆議院と貴族院の二院とされて、貴族院の議員は貴族階級などで占められ、国民は選べませんでした。

衆議院だけは選べるものの、選挙権を持つのは、直接国税を1年間で15円以上納入している25歳以上の男子だけでした。15円とは、今でいうと60〜150万円です! 国民の1%の特権階級にしか選挙権がなかったのです。

しかし国会ができたのは大きな成果。そこで人々は、この国会を民主化するために普通選挙権を求める運動に立ち上がります。8時間労働制や表現の自由の実現を求める運動と一体となり、弾圧されながらも民主主義を求める運動が続きます。

1925年には、やっと25歳以上の男性全員が選挙権を持てるようになります。でも、男性のみです。

1920年代からは選挙権をもとめる女性の大運動も始まります。しかし、こうした民主主義を求める声は治安維持法によって大弾圧されます。

満20歳以上の男女の普通選挙権は、戦後1945年に初めて勝ち取られました。

私たちにみんな幸せになる権利があり、憲法で宣言されています(憲法13条)。そのための最も重要な「選挙権」は、長い道のりと命をかけた努力の結果、いま私たちの手にあります。私たちが力を合わせれば政権を変えることもだつてできる時代。一緒に「私たちが望む明日」をつくるプレイヤーになりましょう!



MIN-IREN 憲法 Café

vol.8
2017年5月発行

[民医連新聞発行所] 全日本民主医療機関連合会 [発行人] 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



憲法が 憲法で なくなる 自民党改憲案

改憲を声高に叫ぶ人々の主張は、「今の憲法は時代に合わないところがある」とか「新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か議論を深めたい」などというものです。いったい今の憲法の何が問題で、どこをどう変える必要があるかの具体的提起が見えません。

Photo:Kyodo News
戦前の軍隊の様子

米空母カール・ビンソンと
海上自衛隊護衛艦の共同訓練
AFP=時事 米海軍提供

軍事大国づくりの設計図

唯一はっきりしているのは、「いかにわが党の案をベースにしながら3分の2を構築していくか」(安倍首相)という言葉です。では、その自民党改憲案とはどんな内容か、特徴を見てみることにします。

現憲法と自民党改憲案の前文とを比べてみましょう。

現憲法前文(抜粋)

「日本国民は…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」(全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する(注:平和的生存権と言われています))

自民党改憲案前文(抜粋)

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り…家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「我々は…活力ある経済活動を通じて国を成長させる」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」

そもそも近代憲法の目的は、国民の「個人の尊重」「人権保障」のために権力を制限することです(立憲主義)。

日本国憲法は、まず国民主権を明確にし、2度と権力による戦争を起こさず、世界平和に貢献するという決意を表明しています。国民が主体となって憲法を制定し、権力を制限するという立場が明瞭です。

ところが自民党改憲案は、戦前からの天皇を戴く国を末永く継承し、軍事大国と経済大国をめざすことを目的にしています。改憲案の条文を見ても、たとえば第1条では「天皇は日本国の元首」と明記し、現憲法前文の戦争への反省や第9条の軍隊を持たないという規定を削除して、新たに国防軍を設置することを宣言しています。そして、首相がいざというときには緊急事態宣言を出し、国会ではなく政府が法律と同じ効力を持つ政令を勝手に作って国民の基本的人権を停止できるしくみもはっています。

また現憲法前文の「平和的生存権」には、「恐怖からの解放」とともに、「欠乏」つまり「貧困」からの解放をめざす理想が込められています。貧困が、国民を戦争に動員した要因になった歴史をふまえ、社会格差を是正して国民が平和のもとに生きる権利を保障するという考えを反映しています。いま私たち民医連がすすめている「貧困と格差に立ち向かう無差別平等の医療・介護活動」や「人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対する」運動につながるものですが、これも改憲案は全文削除です。

要するに国家と国民の関係を180° 転換させ、まさに憲法を憲法でなくするものです。近代憲法のイロハについての無知か、あるいは意図的な「壊憲」と言わざるをえません。

国民への命令書

権力を縛るという立憲主義がなくなるとどうなるか。「憲法」の名によって、権力の座にある者の思想や多くの義務が国民に押しつけられます。自民党改憲案に書かれている主なものは次のとおりです。

- ① 国民は国旗(日の丸)、国歌(君が代)を尊重しなければならない。(第3条)
- ② 国民は国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り(前文)…領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない(第9条)
- ③ 国民は、…自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない(第12条)
- ④ 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない(第24条)。
- ⑤ 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、…国その他公の機関の指示に従わなければならない(第99条)。
- ⑥ すべて国民は、この憲法を尊重しなければならない(102条)

最後にあげたものは、憲法は国民ではなく国家権力の側が守る義務を負うという立憲主義を否定するきわめつけの条文です。ちなみに、現憲法では天皇も憲法を守る義務があるとしていますが、改憲案では天皇の文字はありません。

ベトナム・タイニン省の地域リハを支援する会は活動開始15年。NPO法人となつて12年になります。南ベトナム・タイニン省の平和村(枯葉剤被害者救済の目的でドイツなどの支援で設立された施設を拠点にCBR※活動を行ってきました)タイニン省は戦争中ジャングルに大量の枯葉剤を撒かれ、草木がいつべんに破壊された地域でもあります。活動当初は日本人の健診グループが来たとの情報で人々が押し寄せて来ましたがあまりにも重度で多様な障害を持つ障害児・者を前に私達は戸惑いました。

「日本に連れて行って治して」との訴えの前に無力感ばかりでした。道路事情は悪く、京都府ほどの広さの地域に病院もリハ施設も一ヶ所だけ、短期間で養成されたリハスタッフがごく少数でした。障害児・者の多くは在宅にいて家族介護を受けています。その地域を巡回するCBRワーカーと呼ばれる人たちが講習を受け、訪問し、支援の糸口を見つける役割を担っています。その方達の組織化も私達の活動の柱です。

省内では心臓疾患の子の手術は数が限られています。会のカンパでなんとか手術出来た子もいます。レックリングハウゼンに罹患している子は下肢の腫瘍をすずに15キロ以上取り除いてきました。手術を繰り返さない腫瘍はほとんど巨大化します。彼女は生かされています。「戦争で私は死にながら生きています。家族に迷惑をかけている自分は不要な人間です。」

現場から見える憲法

京都民医連中央病院 大城春美

安倍9条を斬る

5月3日の憲法記念日。安倍首相は都内で開かれた改憲派の集会へのビデオメッセージと読売新聞のインタビューで、憲法9条に自衛隊を明記する改憲を打ち出し、2020年に施行すると表明しました。

憲法違反の安倍首相「改憲発言」

安倍首相の9条改憲発言は、幾重にも重大な問題をはらんでいます。そもそも「行政府の長」が期限まで決めて明文改憲を主張すること自体異常です。「あくまで自民党総裁としての発言で、総理と総裁は別だ」と言い訳しています。が、憲法99条の「憲法尊重擁護義務」にも、「三権分立の原則」にも反する二重の憲法違反です。衆議院予算委員会で改憲の中身を追及されると、「読売新聞に書いてあるので、熟読しろ」と答弁しましたが、その読売新聞には「自民党総裁」ではなく「首相」インタビューの見出しが。こうした国会審議をないがしろにする姿勢も許されません。

2項・戦力不保持の空文化がねらい、海外での集団的自衛権の行使を無制限に

安倍首相は憲法9条1項と2項を残したまま、3項に自衛隊の記述を加える」と説明しています。国会答弁でその内容については明言を避けていますが、自民党改憲草案には、「国防軍」を創設し、その役割として「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」などが明記されています。集

これはナチス・ドイツを連想させる発言です。1936年のベルリン大会は「ヒトラーのオリムピック」と呼ばれ、ヒトラーはゲルマン民族の優位性を示し、国威発揚で独裁政治をより強固なものにするために利用しようとした。今国会で創設をねらう「共謀罪」も、オリムピックのために必要と言っていました。国会論議でその必要はないことが明らかになっています。「スポーツの政治利用はしてはならない」としたオリムピック憲章違反の政治利用です。

憲法9条を変える必要がない！

憲法改正に向けては、憲法審査会で憲法改正原案や憲法に係る改正の発議、国民投票に関する法律案等が審査されます。しかし、中野晃一さん(上智大学教授・政治学)は、市民社会から自発的に改憲論議が出てくるならともかく、「そもそも憲法は必要に迫られない限り変える必要がないもの」と強調します。憲法は英語でConstitutionといいますが、この単語には体格や体質といった意味もあり、憲法はその国家にとつては「体」のようなものです。それなり

矛盾する安倍首相の自衛隊「合憲化」

安倍首相は改憲派の集会へのメッセージで、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論の余地をなくすと説明しています。自衛隊を憲法に明記する「合憲化」ということは、現在の自衛隊が「違憲状態」と認められることになりません。その一方で、国会で安倍首相は「自衛隊が合憲である」というのは確立された立場だ」と述べながら「合憲の自衛隊」を改憲で「合憲化」という矛盾した答弁をしています。仮に3項に自衛隊を明記しても、戦力不保持の9条2項がある限り、矛盾はひろがるばかりです。

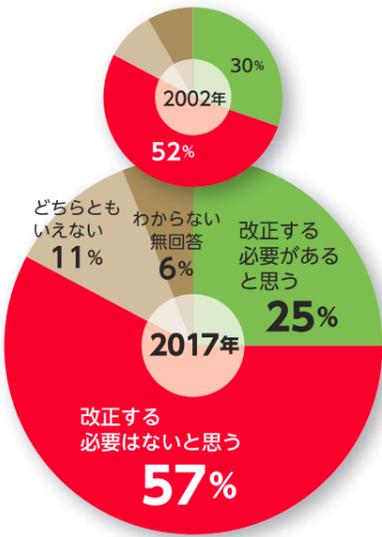
オリムピックを理由に2020年施行？

安倍首相は改憲時期を2020年の東京オリムピックの年と明言しました。

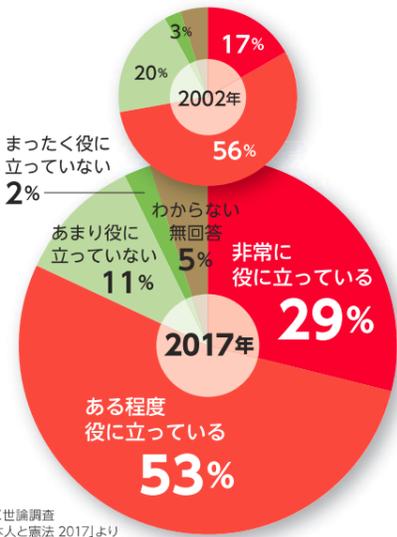
われは、この国民投票法には大きな問題があり、最低投票率の定めがなく有効投票の過半数で決まります。棄権が多ければ、有権者全体の2割の得票でも改憲発議が承認されてしまう恐れすらあります。だからこそ、必要のない改憲発議をさせないことが何よりも重要です。憲法記念日を前にした新聞・報道各社の世論調査では、圧倒的多数の国民が憲法9条のはたしてきた役割を評価し、変える必要はないという回答が半数を超えています。国民の願いは平和といのちと人権を保障する「憲法がめざす政治の実現」であり、憲法を変えることではありません。

私たちにできることは、憲法について知り、しっかりと学ぶことです。そして、立憲野党が改憲論議に巻き込まれることがないように、しっかりと野党共闘を支える市民運動を強め、改憲勢力に負けないように、憲法守れの世論を強めていきましょう。

憲法9条の改正は必要か？



憲法9条は日本の平和と安全にどの程度役に立っているか？



NHK世論調査「日本人と憲法 2017」より



弁護士 白神優理子の **憲法は希望** vol.8

メールやSNSも監視!? 話し合うだけで処罰の「共謀罪」

山の幸は罪になるのに、海の幸は罪にならない。ビールや弁当を持っていけば花見、地図や双眼鏡なら犯罪の下見、金田法務大臣のむちゃくちゃな答弁が続いている「テロ等準備罪」。双眼鏡を持っていても、バードウォッチング目的かもしれない。目的が何かは外から見てもわかりません。結局、この法案は「人の心の中」を処罰するという憲法19条「思想・良心の自由」を壊す憲法違反の法案であり、3度廃案になった「共謀罪法案」と同じです。実は、法案はテロ対策について何も書いていません。日本は銃や刀の持ち込み自体が処罰対象。テロ防止条約は全て批准し、それに関わる犯罪について全て予備罪を制定し、71もの重大犯罪について未遂以前に処罰できるようにしています。テロ対策はかなり進んでいるのです。

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」は「テロ」とは無関係です。山の幸は罪になるのに、海の幸は罪にならない。ビールや弁当を持っていけば花見、地図や双眼鏡なら犯罪の下見、金田法務大臣のむちゃくちゃな答弁が続いている「テロ等準備罪」。双眼鏡を持っていても、バードウォッチング目的かもしれない。目的が何かは外から見てもわかりません。結局、この法案は「人の心の中」を処罰するという憲法19条「思想・良心の自由」を壊す憲法違反の法案であり、3度廃案になった「共謀罪法案」と同じです。実は、法案はテロ対策について何も書いていません。日本は銃や刀の持ち込み自体が処罰対象。テロ防止条約は全て批准し、それに関わる犯罪について全て予備罪を制定し、71もの重大犯罪について未遂以前に処罰できるようにしています。テロ対策はかなり進んでいるのです。

すし、その国の「基本原則に従って」措置を取れば良いので、共謀罪がなくとも条約を批准できます。「テロ対策」も「条約批准のため」も嘘なのです。では本当の目的は何でしょう？ 「共謀」は、目配せ・LINE・メールでも成立します。処罰対象が「組織的犯罪集団」に限られるとされていますが、一度「共謀」している！と疑われたら、その時点で「組織的犯罪集団」です。処罰するには「準備行為」も必要だとされますが、散歩やATMでお金をおろす、メールを送るなどの日常的な行為も「準備行為」です。つまり、一般市民には関係ないというのも、全くの嘘。民医連の皆さんが、辺野古の新基地建設反対の座り込みに参加しようと相談し、お金をおろしただけで処罰される危険が高いのです。これは「既遂(犯罪の結果が出てから)処罰」を原則とする近代刑法の考えに反します。「共謀」を見つげるため、捜査機関が日常的に、私たちの会話や電話、メールを監視するようになります。さらに、「密告」の見返りに減刑、不起訴になる制度。盗聴・監視・密告社会になります。今でも警察は市民を監視しています。最近では、大分県警が参院選の野党統一候補支援者が出入りする建物敷地を隠し撮りしていた事件が有名です。法案の本当の目的は、抗議行動に参加する人を処罰したり、政府に物をいう者を黙らせたりすることだといわざるをえません。戦争する国づくりと一体です。私たちの「命」「自由」「平和」を奪わないために、必ず共謀罪を阻止しましょう。



MIN-IREN 憲法 Café

vol.9
2017年6月発行

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

改憲の最大の ターゲット

安倍首相がめざす9条改憲。5月3日の安倍発言を受けて、自民党内では現行憲法9条の1項、2項はそのままにして自衛隊の存在を明記する案が検討されています。「自衛隊は違憲だ」という声があるから専守防衛の自衛隊を憲法上明記する」というのが理由です。「自衛隊の存在を書き加えるだけなら問題ないのでは」と思う人もいるかもしれませんが、憲法に自衛隊の保持を明記することは、9条の持つ意味を180度変えてしまいます。



9条改憲は戦争する国づくりのゴール

安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、安保法制(戦争法)を成立させるなど、戦争できる国づくりの準備を着々と進めてきました。それでも9条が歯止めとなり、憲法上は「海外での武力行使、集団的自衛権の行使、武力行使をともなう国連軍への参加はできない」という大前提があります。実際に、駆けつけ警護などの新任務を付与して南スーダンに派遣した自衛隊を、撤退させざるをえませんでした。

なんとかして9条、とりわけ2項をなくすか、無力化しなければならない。それが9条改憲の目的です。

自民党 2012年改憲草案 2章「安全保障」	今回自民党が策定する としている改憲案
9条1項 …国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。	9条1項 …国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2項 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。	2項 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。
9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、国防軍を保持する。	9条の2又は3項 自衛隊の存在を明記する (例:「前条の規定に関わらず自衛隊を設置する」「前条の規定は自衛隊の設置を妨げない」など)

5/25付 毎日新聞から作成

9条を壊す改憲案

2012年の自民党改憲草案は、2章「戦争の放棄」を「安全保障」に書きかえ、1項の「永久に放棄する」の文言をなくし、2項を削除して国防軍の保持を明記するなど9条の精神を真っ向から否定する内容です。これでは国民の支持を得ることは難しい、しかし改憲派が3分の2の議席を占めているうちに改憲を急ぎたい。そこで出してきたのが1項、2項をそのままにして自衛隊の存在を明記する案です。

9条2項は自衛のための戦力をも持たない規定です。歴代政権は、自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力であって戦力にはあたらない」ので合憲、としてきました。どんなに解釈改憲を重ねても自衛隊を海外に送っても、活動は9条に違反しない範囲に限られます。今の自衛隊は、海外で武力行使をしないことと災害支援の活動で国民の支持を得ているのです。

9条に自衛隊保持が明記されると、自衛隊は2項の例外規定となって事実上の軍隊となり、2項そのものが意味をなさなくなります。しかも安保法制で自衛隊の活動の制約がはずされたもとは、自衛隊の海外での武力行使に歯止めがきかなくなります。

いま、日本の軍事費は5兆円を超えて戦後最大規模にまで膨脹しています。海外での米軍と

自衛隊の共同訓練も頻繁に実施されています。改憲で日本の軍事大国化が一層加速します。

危険な緊急事態条項

もうひとつ狙っているのが、外からの武力攻撃や内乱、大規模災害などが起きたとき、事態を收拾するため内閣に特別の権限を与える緊急事態条項です。緊急事態を宣言すれば国会議員の任期延長もでき、時の内閣に無制限に力を認め、戦争体制に強制的に国民を巻き込むことができる大変危険な条項です。

新設の理由として東日本大震災の対応が遅れたことがあげられていますが、この条項は戦争のためのもので災害対策の仕組みではありません。被災自治体の首長自身が、「災害時には国の権限強化よりも、地方自治体の裁量権を拡大することが重要」と述べています。

武力で平和はつくりえない

戦争を繰り返してきた歴史の反省にたつてつくりだされたのが日本国憲法です。戦争する国に逆戻りするのではなく、武力に頼らない平和を本気で追求するときではないでしょうか。朝日新聞の「声」で紹介された中学生の投書の一部を紹介します。「平和憲法のもとで70年も戦争をせずにきた歴史をゼロに戻してしまわないでほしい。政治家は、戦争をせずに国を守る方法を真剣に考えてほしい。」

2015年に成立した安保法制(戦争法)のもとで、自衛隊は活動範囲が広がり、より危険な任務を負わされることになりました。防衛省は2016年「自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」を出しました。外部から武力攻撃を受けた事態(有事)の際、医師の治療を受けることが困難な第一線、まさに戦闘状態のまっ只中で、負傷した隊員の救命率を向上させるために准看護師及び救命救急士である隊員(第一線救護衛生員)が救命処置を実施できる態勢整備が目的です。一般的な救命処置に加え、5つの緊急救命処置(①気道閉塞に対する輪状甲状軟骨切開・穿孔 ②緊張性気胸に対する胸腔穿刺 ③出血性ショックに対する輸液路(静脈路・骨髄路)の確保と輸液 ④痛みを緩和するための鎮痛剤投与(医療用麻薬を含む) ⑤感染症予防のための抗生剤の投与)を実施可能にしました。国はこの第一線救護衛生員を早期に部隊に設置するため今年前半から教育を開始しています。

これは自衛隊員だけの問題ではありません。医療機関と医療従事者の戦争協力については、すでにいくつかの法律があり、政府が発動すれば、私たちが戦地に送り込まれます。

第二次世界大戦では数万人の医師、看護師が戦争に協力させられ、多くの尊い命が失われました。戦争法が成立し、改憲の動きが加速する中、このまま黙っていても過去の過ちを繰り返すことになり、今こそ一人ひとりの意思表示が必要です。

日赤の従軍看護婦だった花田ミキさんの遺言です。「人と人が殺しあう戦争のおろかさや空しさを骨の髄まで知っています。あの戦争で亡くなった日本国民350万人のいのちが化身为して日本国憲法を残したと私は信じます。戦争をしないために、巻き込まれないために盾として平和憲法の第九条を守って下さるよう心から祈ります。」(戦争と看護婦 川嶋みどり他・国書刊行会 より)



全日本民医連 須田登志江

Photo: Kyodo News



日本平和委員会常任理事
川田忠明さんに聞きました。

やっぱり心配... 9条で本当に 平和を守れるの？

北朝鮮に対抗するには、
9条改正も必要ではないですか

まず何より大事なことは「戦争の可能性をなくす」ことです。この狭い地域で戦争がおき、しかも、核戦争までエスカレートしたらの国も破滅です。これは、憲法改正より先に、今すぐやるべきことです。

アメリカは1994年に、北朝鮮の核施設への攻撃を検討したことがあります。しかし、計算したら三か月で韓国軍50万民間人100万人の死者がでることがわかり、韓国の大統領(金泳三)も猛反対してとりやめになりました。

自民党の中には「攻撃されるまえに基地をたたけ」という声もあります。しかし、日本が先に攻撃すれば、北朝鮮はあらゆる手段で反撃するでしょう。

でも、抑止力で守らないといけないのでは？

「抑止力」は軍事力では、戦争の危険を減らせません。

昨年1月に北朝鮮は核実験(4回目)をおこない、3月に米韓は、北朝鮮を攻撃するための大規模な合同軍事演習を行って脅しつけました。しかし、その中に北朝鮮は弾道ミサイルを発射。6月にも米韓合同演習をやりましたが、北朝鮮は7〜8月にミサイルを発射し、9月に核実験(5回

でも、いきなり攻撃してきたらどうするんですか

北朝鮮の目的は、アメリカや日本への攻撃ではありません。戦争は自滅の道だということはわかっています。ね

北朝鮮は朝鮮戦争(1950〜53)で、アメリカ軍に追い込まれ、中国の助けがなかったら、壊滅していたところでした。ところがこの戦争は停戦状態で、公式には終わっていません。しかも今でも、アメリカの軍事力による脅しがあり、イラクなど、アメリカの侵略で倒された政権もあります。だから「手出しをしたら、えらい目にあうぞ」という姿勢をしめしたいのです。

同時に、今の体制を維持するには、外国の援助が必要です。朝鮮戦争を最終的に終わらせアメリカと国交をむすぶ平和協定をむすびたいのです。核やミサイルは、その交渉を有利にするための「カード」だと考えているのです。

本当に話し合いで解決するのですか

北朝鮮が「ねらい」を達成するには、アメリカと交渉するしかありません。今年5月にノルウェーのオスロで米朝の非公式協議がおこなわれました。トランプ大統領が「彼(金正恩)と私が会うのが適切なら、私は、当然そうする」とのべ、韓国の文在寅(ムン・ジェイン)大統領も、条件がととのえば「ピョンヤンに行く」と言っています。交渉は可能です。

韓国・北朝鮮・米国・中国・ロシア・日本の六カ国は2005年、北朝鮮が核開発を放棄し、アメリカや日本が北朝鮮と国交交渉をはじめたり、経済援助をしたりする合意をまとめました。その後、先にすすまなくなっていますが、話し合えば、こうした合意も可能なのです。

北朝鮮が米朝と関係を改善し、核やミサイルがなくても、安全だと思えるようになり、まわりの国々との貿易などもすすめば、非核化は十分可能でしょう。少なくとも、いまよりよい状況になります。これが「北の脅威」をおさえる現実的な道です。

日本政府は何をすべきでしょう

軍事緊張を高める行動をやめ、米政権を北朝鮮との対話にむかわせるなど、積極的に対話の実現をめざすことです。

トランプ大統領が対話の可能性を言っているのに、「武力行使を含む」すべての選択肢がある」という大統領の言葉に安倍首相が元気づいてはいけません。海上自衛隊とアメリカの空母との共同演習も、大被害をもたらす戦争に、日本が巻き込まれる危険を高めるものです。

本来なら、「9条があるから、戦争だけはだめだ」と最も強くいえるのが日本です。9条の改正は、そうした発言力、外交力を弱めるものです。武力行使などを「国際紛争を解決する手段」としては、永久にこれを放棄した9条は、理想ではなく、いまや国民のリスクを減らす現実的な道なのです。



弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.9

「経済的徴兵制」

いま、日本の防衛予算(軍事費)はほとんど増大しています。2016年の予算では初めて5兆円を突破して戦後最大規模にまでなりました。こうい

これは何をもたらすでしょうか？ 軍事大国アメリカを見ていただければ明らかです。

国家財政を軍事予算が占めてしま

い、今やアメリカは「貧困大国」と言われています。福祉や医療は最後まで後回しです。映画「シッコ」では、事故で指を切断した方が登場し、指の接合費は

中指が6万ドル(数百万円)、薬指が1万2千ドル(百数十万円)と言われたと訴えます。

こういった中で、米軍志願理由のトップは「奨学金」「医療サービス」になっています。大学の学費が給付して

もらえるから米軍に入る...、家族も含めて軍の医療施設で、無料又は低料金で診療を受けられるようになるから米軍に入る...「経済的徴兵制」のシステムがアメリカでは出来上がっています。

戦争が国民を貧困に追い込み、貧困が若者を戦争に追いやっていくのです。

日本でも、既に始まっています。日本の学費は世界トップ3に入るほど高いのは有名です。四年制大学(昼間)の2人に1人(52.5%)が奨学金受給者です。

そして若者の2人に1人が年収200万にも満たない非正規雇用労働者となれば、約33万人が奨学金を滞納。突然裁判所から訴状が届き、若者が被告席に立たされる奨学金返済訴訟は2012年度に6193件も起こされています。

このような状況下で自衛隊勧誘が相次いでいます。防衛医科大学校の入学生内チラシには「苦学生求む!」「入学金・授業料は無料」と書かれ、就職口があまりない地方には自衛隊勧誘の看板だらけ。学校の防災訓練に自衛隊が入るなどの動きも起きています。最近では防衛省が自衛隊勧誘の漫画を作成。自身は1から10まで全て「お金」です。今の日本はブラック企業や低賃金の非正規雇用が多くて大変だよ、自衛隊に入ると貯金が1000万円もできるし、資格もたくさんとれるよ、とアピール。

まさに「経済的徴兵制」です。戦争をすることによって儲かる軍需産業などや、そこから多額の献金を受け取る政治家。1%のお金持ちがさらに大金持ちになるために99%が貧困に追いやられ、若者が戦場に追いやられる。これが安倍政権の狙う「戦争する国」なのです。



MIN-IREN 憲法 Café vol.10

2017年7月発行

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

近代憲法の条件 立憲主義と 権力分立

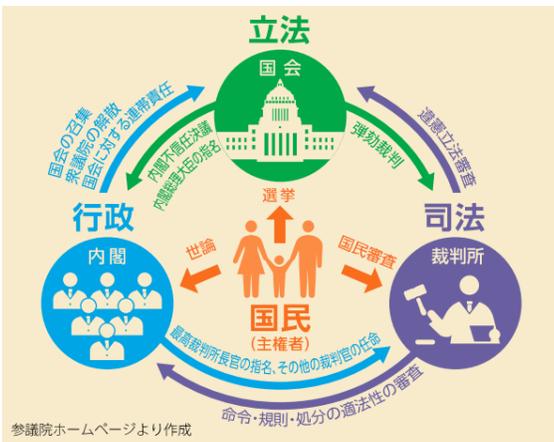


9条改憲に「前のめり」の安倍首相。今秋の臨時国会中に、憲法審査会に自民党案を提出するとまで言っています。行政府の長である内閣総理大臣のこのような発言は、憲法の仕組みを全く無視しており、憲法99条「憲法尊重擁護義務」にも「三権分立」にも反します。憲法は、権力を縛るもので、国民から国家権力の側に対して向けられているルール、国への「命令書」です。国家権力が暴走しないように、その権力をひとつの国家機関に集中させないようにする「権力分立」と、多数意見によっても変えることのできない個人の自由と人権を保障するという「立憲主義」の内容を持ち合わせたものが憲法です。

三権分立とは

国の統治にかかわる権力作用をそれぞれ別の機関に割りあて、権力の濫用を防ぐ考えを「権力分立」と言います。

「三権分立」とは、立法権と行政権と司法権の三権を、別々の機関に受け持たせるしくみのことです。立法権は国会にのみあり、法律にもとづいて政治を行う行政権は内閣が最高権力を持ち、司法権は裁判所のみが持っています。これら三権が、おたがいに監視しあい、チェックすることで権力の濫用を止めています。「権力分立」は、「法の支配」※や「立憲主義」とともに近代憲法の不可欠の要素です。



日本国憲法の権力分立の規定

日本国憲法には、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」(41条)、「行政権は、内閣に属する」(65条)、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」(76条)とそれぞれ定められています。

国会には弾劾裁判所を設置できる権限があり、裁判官をやめさせることができます。国会の衆議院は内閣不信任の議決ができます。内閣は衆議院の解散を決められます。最高裁判所長官を指名できる権限があるのは内閣です。

一方、裁判所には法律が憲法に違反していないか判断できる権限(違憲立法審査権)があり、内閣が作った法律や政令が憲法に違反していないか判断できます。このように、互いに人事面や法律面で抑制と均衡(チェック&バランス)を働かせる制度となっています。

日本国憲法は、権力分立の原理を国の統治機構の重要な原理として位置付けており、「法の支配」の実現のためにも重要な役割を担っています。

※「法の支配」とは、権力者の意思ではなく、あらかじめ定められた「法」によって国家統治を行うことであり、権力者を含めた国家機関はすべて法に拘束されるとするもの。

憲法の立憲主義を破壊する安倍政治

安倍政権は、この間、国民の多くが反対意見や不安を表明している法案を、国会で十分な議論をせずに数の力で押し切ってきました。

国民の知る権利が損なわれる「特定秘密保護法」(2013年12月)や、憲法学者など専門家から憲法違反と指摘された「安全保障関連法(戦争法)」(2015年9月)も、国民の多くの反対があるにもかかわらず自民・公明与党の多数で強行成立させました。そして、先の通常国会では、起きてもない犯罪を取り締まることで捜査当局が個人の思想・信条という内心にまで踏み込み、監視社会への懸念が指摘される「共謀罪法案」を、参議院での委員会採決を省略し、本会議で強行採決するという異例の方法で成立させました。また、森友・加計学園の疑惑の徹底究明を求める野党の臨時国会開催の要求も拒否しています。(憲法第53条「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣はその召集を決定しなければならない」)

いま日本の政治は、内閣が国権の最高機関である国会を軽視し、憲法の立憲主義の原則を踏みにじている異常な状況です。こうした政治家たちが、憲法に手を付けようとしていることをよく見ておかなければなりません。

初めて憲法を読んだのは20数年前。そこには、平和のために武力を放棄し、国民には基本的人権があり、差別されず、自由であると書かれていた。当時は「驚き」よりも「当然」であると感じたことを覚えている。自由、平等、平和といった理念を当たり前のこととして感じられる恵まれた環境にいた。しかし、月日が経ち、産婦人科医として医療現場に立つと自分の視野の狭さに気付いた。早産のリスクがあるため安静を指導したが「仕事が休めないで安静にはできない」、母乳育児を勧めても「仕事復帰の妨げになるので母乳を止めて欲しい」、夫婦の間にできた子どもでも「貯蓄がないので今回の妊娠は諦めます」。

初めは自分の耳を疑ったが、話を聞いていくと患者さん達がいかに苦しい生活環境におかれているかが見えてくる。「自己責任かもしれないが、そんな言葉が本人の口から漏れてきた。本当にそうだろうか。育ってきた環境や労働の現場で、基本的人権は守られていたのか。たとえ失敗があっても、完璧な人間はいないのだからその失敗だけで苦しい生活を強いられる社会がおかしいのではないのか。

人は生まれながらにして「不平等」である。弱肉強食の世の中で、人々が平和で自由に生きるために編み出したのが「憲法」だ。だが日本では、憲法が捻じ曲げられ、無視されてきた。さらに書き換えられようとしてきている。日本人は我慢強い国民だと言われるが、いつまでも我慢するのだろうか。貧富の格差が拡大して多くの人々が生活の余裕を失っている中で、悠長に憲法を変えようと検討している「政治家」に怒るべき時だ。「政治の責任」を問いたい。憲法の目指す社会を実現することこそが最優先の課題である。改善すべきは「政治家」であり「法律」であり、「生活」だ。憲法に書かれた社会がこれから生まれてくる子どもたちにとって「当たり前」の社会にしていくこと、ましてや戦争で殺し殺されるような社会にしないこと、その責任は今を生きる我々にある。

現場から見える憲法

自分たちで町の将来を選ぶ

政府や電力会社が原発推進しても、自分たちの町に原発はいらない。町の将来は自分たちで選ぶ。

1996年8月4日、人口約3万人の新潟県巻町(当時)は、東北電力の原発建設の是非を問う全国初の「住民投票」を実施しました。投票率は88%超。結果は、投票総数の61%にあたる1万2478票が原発

「ノー」でした。地域で学習を重ね、民主主義の原点に立ち返り、住民の意思を確認する住民投票を実施した巻町の町民のとりくみは、「民主主義の学校」として全国で高く評価されました。まさに憲法の地方自治の実践、「住民こそ主人公」です。

憲法第8章 地方自治

地方自治の本旨、住民自治と団体自治

現行憲法第8章「地方自治」の92条は、第

住民こそ主人公

憲法第8章 地方自治

権力分立の
もうひとつのあり方
“中央と地方自治”
身近な地域で
安心して暮らせる
まちづくりを



8章全体の総則規定です。現行憲法の原理は、個人の尊厳を基礎として、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義にあります。これが憲法92条の「地方自治の本旨」の土台です。国政においても地方政治においても、憲法の原理は実現確保されるのです。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

93条から、住民がその地域の主権者として地方自治、地方行政に直接参加すること(住民自治)、94条から、地方自治体はその地域に関する事柄について、住民の人権実現のために必要な場合は、中央政府から独立して決定し活動すること(団体自治)が導かれます。大事なことは住民の人権保障のため、中央と地方が抑制と均衡を及ぼし合うことです。

自民党改憲草案がねらう「地方自治」の全面改定

安倍9条改憲とともに、自民党の2012年改憲草案(以下、草案)が地方自治に関する第8章を全面改定しようとしていることは重大です。日本を戦争する国にするためには、地方自治制度もそれに合わせて変える必要があるからです。戦争への道を許さないためにも、真の地方自治の充実に努めることは重要な課題です。

草案は、現行憲法の「地方自治の本旨」を捨て去り、「地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政」を実施し、「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」(草案92条)として

います。地方自治の主体であるはずの住民が単なる参画者にされ、また、住民の主権者としての権利が役務の提供を受けるだけの権利に矮小化されかねません。

憲法審査会での議論からみえること

4月20日の衆院憲法審査会は「国と地方のあり方」がテーマでした。自民党の中谷元二元防衛相は、「今、地方主権という言葉がある。地域に主権があるというのとは、これはおどましいこと」と発言。沖縄の基地問題にも触れて、「米軍基地県内移設」は、国と県に認識の差があり、「混乱がある現状のなかで、やはり国の安全保障と地方の主権とはつきり」と憲法に明記して、「国と地方の権限のあり方」をあらかじめ憲法に規定して明確にしておくことが必要である。つまり外交・防衛は国の専権事項であつて自治体の関与は許さない、他方、社会保障などは行政責任を自治体や住民に課して国は責任を負わない方向をめざしているのです。すでに辺野古の工事強行で、国はそうした態度をとっています。

地域から、自分たちの手で安心して暮らせるまちづくり

かつて住民の運動で自治体の制度として老人医療費を無料化し、その力が政府を動かして、国の制度として70歳以上の医療費無料化を実現しました。最近でも、子ども医療費の無料化や対象年齢の拡大、所得制限撤廃など、署名や自治体交渉により、各地で実現させています。無料低額診療対象者の薬代について、自治体の助成制度を勝ちとる経験も生まれています。

今、政府が都道府県や市町村に医療費・介護費抑制の責任を負わせ、医療・介護大改悪を推進しようとしています。無差別平等の地域包括ケアの実現には、住民自治の力が非常に重要です。住民が主権者として、そして地域の主人公として、地域に必要な施策を自治体とともにつくり、安心して暮らせるまちづくりの実践にとりくむことが求められます。



弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.10

立憲主義を 実現させる手段 — 権力分立

国家権力の手足を縛り、私たちの自由を絶対に奪わせない。この「立憲主義」が、安倍政権の横暴に対抗する合言葉になっていきます。そしてこの立憲主義を守らせる大事な手段が「三権分立」です。

日本国憲法も、権力を国会・内閣・司法に分けて、相互に監視・歯止めをかけるシステムをとっています。

このシステムの誕生は、アメリカ独立革命やフランス革命などの近代革命まで遡ります。

この時に、私たちは「生まれながらにして自由で平等」だから国家権力はそれを絶対に奪ってはいけない」とされ、初めて「人権」という思想が登場します。近代立憲主義です。

一人一人の幸せのために国家があり、そういう国家にするためには暴走しないように国家を縛らなければならぬ、という本物の立憲主義。この実現手段として登場したのが権力分立です。

なぜ、権力は分離されないと「立憲主義が実現できない」のでしょうか？

中世時代には、「一応憲法で権力を縛る発想はありましたが、「人権」が根本になく、権力分立もなく、不十分でした。王様や貴族など1%の人が権力を握るため、誰も権力をチェックできません。1%だけが賛成でき、不満をいう人を黙らせることができる命令を出し、権力が分かれていないので裁判所も助けられません。

国民は何も言えず、貴族たちに怯え、生産物の8割までを取り上げられ、パンすら食べられない無権利状態でした。日本の封建時代もそうです。

つまり権力は一つのところに固まると、「暴走」「独裁」になります。

「パンを食べさせろー」これが革命の出発点でした。声をあげ、闘い、やっと勝ち取った成果が「近代立憲主義」「権力分立」です。

日本の立憲主義はさらに、ここに「平和主義」を加えました。平和を「人権」にまで高めて、立憲主義の枠組みを通して多数決でも奪うことができないものにした最先端の憲法です。「個人の尊厳」を根本にせず、「国のために死ぬ」と、国民を道具にした侵略戦争への痛恨の反省から、最先端の憲法が生まれました。

けれど「本物の立憲主義」が人類史の中で勝ち取られてきたように、私たち自身が、「自分の幸せを自分で決める」「そのために国に対して意見を言うし声を上げる」ということをしなければ、結局権力は暴走してしまいます。そこで今、市民と野党との共闘が始まっています。

安倍政権による「国の私物化」「権力の私物化」を許さない闘いをしてこそ、立憲主義・憲法の権利は確かなものになります。私たちの自由と権利、人間らしい生活のために、輪を広げていきましょ。



MIN-IREN 憲法 Café vol.11

2017年8月発行

[民医連新聞発行所] 全日本民主医療機関連合会 [発行人] 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



安倍首相は、2006年の第一次内閣発足以来、「戦後レジームからの脱却」を宣言し、改憲を主張してきました。そして、「戦争をする国づくり」に向けて、教育基本法の改悪、マスコミへの統制を強行しました。

安倍首相はなぜ改憲へ執念を燃やすのか

首相のいう、「戦後レジームからの脱却」とは、「憲法を頂点とした行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交、安全保障などの基本的枠組み」これらの価値を否定するものです。戦後、国民が作りあげてきた平和、民主主義、人権等々といった基本的枠組みから「脱却」すること、つまり丸ごと捨てるのが、「改憲」と言うことです。

首相が、「改憲」に意欲を燃やす原動力の第一は、日米安保条約により同盟関係にあるアメリカからの軍事分担の圧力です。アメリカは一貫して日本など同盟国に軍事的な肩代わりを要求し、トランプ政権ではさらに軍事費の負担と軍事力強化を求めてきています。第二は、日本をアジアでの「軍事大国」にしたいという首相自身の野望です。首相は、世界の大国としての中国やロシアと競うため、グローバル企業の思惑を背景に、国益を理由に軍事力が行使できる国になる必要があると考えています。

安倍政権による思想統制、教育基本法の改悪とマスコミ統制

「戦争する国づくり」のためには、9条を変えるだけでなく、積極的に戦争に協力する国民をつくる必要があります。そのため安倍政権は、教育とマスコミへの介入を強め、国民意識を操作してきました。

特に教育基本法の「改正」は、「戦後レジームからの脱却」の重要なステップとして位置づけられました。学校教育現場で

は、教科書検定、国旗国歌の強制、教育委員会や校長の権限見直しなど一連の国家規制強化がすすめられ、「愛国心教育」や「国に誇りの持てる歴史教育」の徹底が図られています。

さらに、マスコミへの統制も盛んに進められています。この間、新聞やテレビ、雑誌を中心に「軍国主義」を唱える人たちが登場する機会は格段に増えました。

また、首相が全国紙やテレビ局といった報道各社の社長ら経営幹部や解説委員、論説委員、政治関連担当記者らとの「会食」を頻回に行っていることが明らかにされています。政権のトップとメディア関係者の親密な関係、政治家とメディアの癒着が、報道の中立、公正、公平、不偏不党の妨げになることは、今や欧米などの先進諸国においては常識であり、国際的に見ても極めて奇異であると言わざるを得ません。このことは、国境なき記者団が発表する2016年「報道の自由度」ランキングで日本が180カ国中の72位と過去最低記録を更新したことに表れています。

広がるアベNO!の声

7月2日の東京都議会議員選挙で自民党は歴史的な大敗を喫しました。これは、「共謀罪」をめぐる強引な議事運営、「森友」「加計」疑惑、相次ぐ閣僚・議員の不祥事に対して、「アベNO!」の国民の世論が広がったことのあらわれです。

都議選後、内閣支持率は急落し、不支持率が支持率を上回っています。その後も、自民党は7月9日の那覇市議会議員選挙で議席を半減させ、仙台市長選挙でも市民と野党の共闘候補が自民党推薦の候補を破って当選しました。首相は、都

議選惨敗直後の「毎日新聞」4日付けインタビューで、都議選中に示した改憲スケジュール(来年6月の改憲発議に向けて秋の臨時国会に自民党の改憲原案を提出する計画)について「変わっていない」と断言し、あくまでも明文改憲に執念を示しています。東京都議選やその後の選挙の審判をまったく無視した発言です。

私たちは、この間の情勢の変化に確信を持ち、「安倍政権のもとでは、平和もいのちも守れない」を合言葉に、安倍首相の「9条改憲」ストップめざし、総がかり運動を学び、つかみ、広げていきましょう。

安倍内閣の軍国主義化と教育への統制	
2006年 9月	安倍第一次内閣発足
2006年 12月	教育基本法の改悪
2007年 1月	防衛庁の防衛省昇格
2007年 5月	改憲手続法制定
2008年 3月	幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂
2009年 3月	高等学校・特別支援学校学習指導要領の改訂
2012年 12月	安倍第二次内閣発足
2013年 12月	特定秘密保護法制定、防衛計画の大綱改訂
2014年 4月	武器輸出三原則撤廃
2014年 6月	学校教育法及び国立大学法人の一部を改正
2014年 7月	集団的自衛権行使容認の閣議決定
2015年 4月	日米防衛協力指針(ガイドライン)了承・発出
2015年 9月	戦争法(安全保障関連法)制定
2016年 7月	学習指導要領の一部改定
2017年 3月	新学習指導要領の公示
2017年 6月	共謀罪(テロ等準備罪)制定

現在、沖縄県の辺野古地域で米軍基地の建設が進められている。2015年に成立した安保法制により、日本は戦争する国に近づき、米軍との関係が今まで以上に綿密になった。この事によってさらに基地建設の勢いが増したかのようにメディアでの報道も大きく取り上げられていた。

昨年の10月、私は基地建設反対運動の支援に参加することになった。向かう前に現地の現在の状況、沖縄県の歴史など様々な学習を行った。実際の場所に行くまでは、ある程度の知識とテレビや写真で現地の様子を眺めただけであった。

現地に到着して感じたのは、映像・写真で見た光景とは全く異なる、別世界だということだった。機動隊が列を連ねて建設現場入口を囲み、機動隊と現地住民がつかみ合っているところなど非日常な場面を目の当たりにし、恐怖・不安・怒り・哀しさだけではなく、言葉では言い表せない感情がわいてきた。

現地で、私のすぐ隣を歩いていて、見たところ20代の機動隊の人にどう思うのか声をかけてみると、「仕事ですから」と苦笑いしながら返答された。機動隊も同じ日本人である。自身の家族・生活のために準備の仕事をしているのであって、基地建設の為に進んで警備に参加などしないと思う。米国の基地が建設されようとしているにもかかわらず、日本人同士で争っているところを見ると空しく感じてしまった。米国とは対等にしているつもりでも、実際は上手く利用されているように思える。

私と同世代の20代前半で政治・憲法に対して興味を持っている人はごく少数だと感じる。政府の意向で基地建設が進められているが、国民の声が反映されていない。「自分達の住んでいるところではないから」と、声をあげる人が少ないのではないかと、政治・憲法に無関心な人でも、現地にいき経験することで興味を持ち、考え方に変化が生まれるのではないだろうか。

新居浜協立病院 伊藤 聖



教育無償化……

憲法を変える 必要はありません！

安倍首相は9条に自衛隊を明記する改憲とあわせて、「高等教育(大学などの無償化)を憲法に加える」としています。教育の無償化は、憲法を変えなくても、法律を変え、予算を確保すればできることです。安倍首相が教育の無償化を持ち出した本意は、教育無償化を主張する日本維新の会を取り込むこと、9条改憲に対する国民の警戒心を解くことにあります。

憲法26条は教育を基本的人権の柱の一つに位置付けています。改憲を主張する人たちが「2項は義務教育しか無償としていない」と言うのは26条の趣旨を理解していない言い分です。憲法の規定を受けた教育基本法4条を見てもみましよう。教育を受ける権利が経済的理由などで左右されてはならない、というのが憲法の精神で、高等教育の無償化にも十分対応できます。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

教育基本法4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

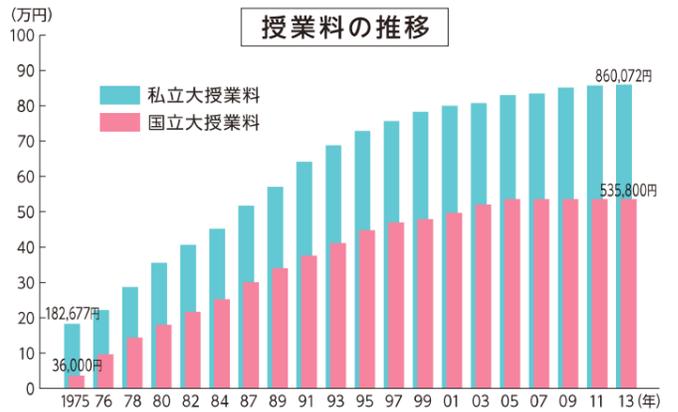
教育を受ける権利を阻んできた 自民党政権

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

これまで自民党政権は、「受益者負担」の名のもとに大学への公的支援を減らし、高学費の状態を生みだしてきました。大学4年間にかかる学費などの費用はおよそ、国立で457万円、私立文系で670万円、理系で841万円にもなります。下宿をすればさらに家賃や生活費がかかります(日本政策金融公庫総合研究所「平成28年度教育費負担の実態調査」)。世界的に見ても日本は高等教育における公的負担が少なく、私費負担(主に家計負担)の割合が65%とOECD平均の2倍以上にもなります。

2010年度に民主党政権のもとで実施された高校の授業料無償化に対しても、自民党は「ばらまき」といつて反対し、安倍政権になって2014年度に所得制限を導入しました。給付型の奨学金制度も、制限が厳しく広がっています。

授業料の推移



出典:私立大学等の学生納付金等調査結果(文部科学省)

「子どもの貧困」「ブラックバイト」に象徴されるように、青年を取り巻く状況は深刻です。高すぎる学費を何とかしてほしい、という学生や親の切実な要求を改憲に利用しようというのは全くの筋違いです。いまやるべきことは改憲ではなく、学費負担を下げ、給付制奨学金制度を拡大し、段階的に無償化の道筋をつけるなど、憲法26条にのっとった政治です。本気で無償化するというなら、直ちに具体策に踏み出すべきです。憲法学者の木村草太氏は、「無駄な国民投票をするくらいなら、その費用850億円を奨学金にしたら？」と言っています。

教育基本法の改悪、道徳の教科化や軍学共同を進めてきた安倍政権が、突然言い出した教育の無償化。その引き替えに、さらに教育への国家統制を強め、戦争をするための思想教育を進めるのではないかと懸念されます。

9条改憲とならんで重大・改憲草案24条

安倍首相が今秋にも提出しようとしている改憲案に、24条の改正はいまのところ含まれていません。しかし、彼らがめざしている国のありようが、2012年自民党改憲草案にあらわれています。

改憲草案24条は、前文の「天皇を戴く国家」「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」などの国家観と密接に関係しています。「両性の平等」を「家族、婚姻等に関する基本原則」にあらため、「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」と新しい条文を設けています。家族は大切ですが、憲法に書くことではありません。国民に特定の価値観(為政者が理想とする家族像・例えば両親がそろって三世同居のイメージ)を押しつけ、いま医療や介護の分野で推し進められている「自助・互助・共助」に現れているように、保育や介護、生活に困った時「まず家族で助け合って解決しろ」と国の責任放棄を正当化することにつながります。

また、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」の「のみ」を削除しています。「家族が反対する結婚はだめ」ということです。

戦前の家制度を否定し、個人の尊厳と両性の平等を定めているのが憲法24条です。改憲草案は、まさに時代に逆行するものです。戦前の天皇制をささえていた家制度のもとでは、個人の尊厳・自由は認められず、家族、国家に対して奉仕しなければなりません。それが、「お国のため」と国民を戦争にかりだす思想的な土台となりました。9条とならんで24条改憲は重大です。



弁護士
白神優理子の
憲法は希望 vol. 11

核兵器をなくすことと 日本国憲法

日本国憲法は世界に先駆けて、第9条で戦争と武力による威嚇又は武力の行使を「永久に放棄」し、そのために「戦力も持たない」と決意しました。国連憲章よりも「平和」に向けて一歩踏み込んでいます。
一体何がその大きなキッカケになったのでしょうか? 国連憲章が作られた後、そして日本国憲法が作られる前に、歴史的な悲劇が起こりました。原爆の投下です。
核兵器によって街は壊滅させられ、人間は一瞬で生きのまま焼き殺され、急性放射線障害によって髪や歯が抜け、身体中から血を流し、苦しみ抜いた末に人々は殺されていきました。犠牲者は20万人を超えたとされています。

さらにその後、何十年にもわたって、放射能は生き残った人々の命までも奪い続けています。遺伝子を破壊し、身体中を蝕み、苦しめ、殺していきます。
被爆者であり詩人の故峠三吉さんは次の原爆詩を残しました。
ちちをかえせ ははをかえせ
としよりをかえせ
こどもをかえせ
わたしをかえせ わたしにつながる
にんげんをかえせ
にんげんの にんげんのよのあるかぎり
くずれぬへいわを
へいわをかえせ
核兵器は「人間」を奪います。「平和」を奪います。

原爆の投下によって、ひとたび戦争をすれば核兵器が使用され、人類が滅亡してしまうことがわかりました。決して「核兵器は人類と共存できない」のです。
だからもう、戦争自体をしない。そのために戦力も持たない。これを決意したので日本国憲法です。よく「理想的すぎるのではないか」と言われることがありますが、原爆投下という歴然たる歴史の事実から、人類が存続するための「現実的」な道を選んだのが憲法なのです。奪われた多くの命の上に憲法9条があります。

アメリカが原爆投下をした目的は、ソ連への威嚇と新型兵器の人体実験にあったことは歴史で明らかですが、その実態はひた隠しにされ、「日本の侵略戦争をやめさせた効果があった」と信じられていました。
これを打ち破ったのは、被爆者をはじめとした平和運動の力でした。1955年から日本で毎年「原水爆禁止世界大会」が開かれていきます。国連や海外へも被爆者たちは何度も足を運び、被害の実態と核廃絶を訴え続けてきました。

今年の7月には122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択され、核兵器の「違法性」が明らかにされました。しかし、世界で唯一の被爆国である日本の政府は、この歴史的な会議を欠席しました。
侵略戦争への反省とともに日本国憲法に込められた核戦争をふたたび起こさせないという願いの実現に向けて歴史は大きく前に進んでいます。私たち人類が人間らしく生きられる地球を未来に残すために。



MIN-IREN 憲法 Café vol.12 最終号

2017年9月発行

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



憲法は未完のプロジェクト

平和・人権 民主主義の 理想に向かって

人の世には、多数決でも否定できない普遍的な価値があります。平和と人権です。それを確認し、一人ひとりの尊厳があらゆる分野で貫かれる社会を実現していく設計図であり水先案内人、それが憲法です。この私たちの宝を守りぬくことはもちろんですが、肝心なことはより良い暮らしや社会のために具体的に使い生かすことです。

国民の努力とたたかひの連続

格差と貧困の深刻化、社会保障制度の後退と自己責任の押しつけ、米軍の辺野古新基地建設、戦争法や共謀罪の強行、原発事故被害者への支援打ち切りや原発再稼働…。日本国憲法の平和、人権、民主主義の理想と正反対の現実に、ともすれば憲法は「現実離れたきれいごと」のように見えるかもしれません。しかし憲法は絵に描いた餅ではありません。憲法ができて以来、現実を変え理想に近づけるために多くの人々が力をあわせてがんばってきたからこそ、それがさまざまな形で実を結んでいます。

この70年間、日本人が戦争によって一度も殺し殺されることなく、平和が守られてきました。すべての国民が保険証1枚でいつでもどこでも医療を受けられる国民皆保険制度が作られ維持されてきました。「健康で文化的な最低限度の生活」とは、人間らしく生きるに値する生活だという認識が、民医連も含む国民の社会保障運動によって広がってきました。女性、障がい者をはじめ、戦前はいろいろな差別に苦しんだ人々の権利の向上が着実に進められてきました。知る権利やプライバシー権、環境権など、憲法の条文には具体的に書かれていない新しい人権が、憲法の本質にそって発展・確立してきました。

日本国憲法の歴史は、その理念を実現しようとする国

民の真摯な努力と、それに背を向ける権力者などとのたたかひの連続でした。憲法は未完のプロジェクトです。先達の志を受け継ぎ、私たち自身のために、そして子や孫のために歩みを進めようではありませんか。

多様な個人の連帯・共同こそ憲法実現の力

いま私たちの住む地域には、貧困や暮らしの困難によって個人の尊厳が奪われ、社会的援助を必要とする人々がたくさんいます。私たちが日々とりくむ「人権を尊重し、共同の営みとしての医療と介護・福祉」「連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」「権利としての社会保障の実現」(民医連綱領)などは、まさに憲法を生かす大事な実践です。

医療、介護に携わる私たちが見落としてならないのは、人々の健康問題の背景に、経済格差や教育格差などの社会的な問題があることです。その要因は、「海外で戦争する国」「大企業が世界で一番活躍する国」をめざす現在の政治にあります。すなわち、変えるべきは憲法でなく、憲法をないがしろにしている政治です。

日本国憲法がめざす社会の姿は、多様な個人一人ひとりが尊重され、それを基礎に、平和で民主的な社会のために協力しあうことです。しかもそれは日本だけでなく国

際的に「諸国民との協和による成果を確保」(前文)することです。

いろいろな考えの人々が対話し、共通の成果のために力をあわせる。「オール沖縄」のたたかひや、安倍政権のもとでの改憲反対、格差・貧困の是正などをかかげる市民と野党の共闘は、その貴重な経験です。この民主主義の力の発展こそ、政治を変え、憲法を生かす道ではないでしょうか。

— 民医連が目指す未来 —

無差別・平等の医療と福祉をめざす民医連が、綱領で、自らの社会的使命として宣言している次の内容の、かけがえのない意味を確認しましょう。「私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします」。

そして綱領はその実現の方法について、「多くの個人・団体と手を結び」、「共同組織と力をあわせて活動」することを呼びかけています。

日本国憲法を守り生かそうとする多くの人々の営みと連帯・共同した運動がある限り、私たちの前には間違いなく、希望ある未来が拓かれていくことでしょう。

私が憲法を初めて意識したのはいつだったろうか。中学社会科授業での憲法は、知識、高校受験対策として「暗記」する対象でしかなかった。高校3年の時、共通一次テスト社会科2科目に、「日本史」「倫理・社会」を選んだ。社会科授業は試験がなく、自由テーマのレポート提出でよかったが、何を考えたのか「日米安保条約」にした。憲法9条を持つ平和主義の日本と、アメリカとの軍事同盟は両立するのだから、自衛隊は軍隊ではないのかといった疑問がふつふつとわき、安保条約や自衛隊保持に反対する世論と運動が在ったことも本で学んだ。「日本列島を不沈空母のように強力に防衛し」。中曽根康弘首相(当時)が初訪米した1983年1月、ワシントン・ポスト紙に語ったとされる発言報道は、私にとっても衝撃だった。憲法で言う平和主義と現実のこの矛盾は何なんだ、と憤りとも思える感情と共に、ロッキード事件の政治腐敗は、「大人社会」の普通の姿として眼前にあり、私をイライラさせた。そんな私にとって、1994年12月、大江健三郎氏のノーベル賞受賞記念講演「あいまい(アンビギュアス)な日本の私」は、闇の中で光が差し込むような感動を与えてくれた。「日本は、再出発のための憲法の核心に、不戦の誓いをおく必要があった」こと、「この不戦の誓いを日本国の憲法から取り外せば、(略)アジアと広島、長崎の犠牲者たちを裏切ることになる」こと、そして「旧憲法を支えた市民感情は、(略)リアルに生き続けている」こと。多大な犠牲のもとに到達したこの憲法を、ないがしろにし、不履行し、元に戻してしまおうという為政者が日本の戦後政治を司っていたことに気がついた。だからこそたたかうこと抜きに憲法は守れないし活かすことも出来ない。

高校生の息子に憲法の事を聞いても、立憲主義、三大原則などはすらすらと聞える。しかし、社会科は暗記科目で、理系の自分の人生には関係ないとはつきり言い切る。私の当時と同じ、いや、むしろ一層「あいまいな日本」に住んでいるのだなと思う。

憲法を活かす社会は自然にはやっつけない。一人ひとりが大切にされる、憲法の思いを生活にしみこませるために、今こそ学校・家庭・職場、あらゆる場面の主権者教育が必要とされている。

城北病院 柳沢 深志



